伊 勢 志 摩 国 立 公 園

管　理　計　画　書

令 和 ５ 年　７ 月

中部地方環境事務所

目　次

第１　伊勢志摩国立公園の概況 ---------- 4
１．伊勢志摩国立公園の概要（※）---------- 4
２．伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯 ---------- 5
（１）公園区域（※） ---------- 5
（２）規制計画（※） ---------- 5
（３）施設計画 ---------- 5

第２　管理の基本方針 ---------- 6
１．管理計画作成方針（※） ---------- 6
２．管理計画区区分方針（※） ---------- 6
管理計画区分図（※） ---------- 7
３．管理計画区の概況（※） ---------- 8
（１）伊勢管理計画区（※） ---------- 8
（２）鳥羽管理計画区（※） ---------- 8
（３）志摩管理計画区（※） ---------- 9
（４）南伊勢管理計画区（※） ---------- 9
４．管理方針 ---------- 10
（１）伊勢管理計画区 ---------- 10
（２）鳥羽管理計画区 ---------- 10
（３）志摩管理計画区 ---------- 10
（４）南伊勢管理計画区 ---------- 10
５．風致景観及び自然環境の保全に関する事項 ---------- 11
（１）伊勢管理計画区（※） ---------- 11
（２）鳥羽管理計画区（※） ---------- 12
（３）志摩管理計画区（※） ---------- 13
（４）南伊勢管理計画区（※） ---------- 15
６．主要な展望地 ---------- 16
７．行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項 ---------- 20
（１）許可、届出等取扱方針 ---------- 20
（２）公園事業取扱方針 ---------- 30
８．リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項（※） ---------- 38
（１）公園事業となる大規模複合施設の取扱い（※） ---------- 38
（２）公園事業とならない大規模複合施設の取扱い（※） ---------- 38
（３）普通地域内における大規模複合施設の取扱い（※） ---------- 39

第３　適正な公園利用の推進に関する事項（※） ---------- 40
１．基本方針（※） ---------- 40
（１）全体方針（※） ---------- 40
（２）各地区ごとの方針（※） ---------- 41
２．利用方法に関する事項（※） ---------- 43
（１）主な公園利用（※） ---------- 43
（２）自然とのふれあい活動（※） ---------- 44
（３）エコツーリズム（※） ---------- 46
（４）子どもパークレンジャー（※） ---------- 46
（５）安全対策（※） ---------- 46
３．人材育成に関する事項（※） ---------- 47
（１）パークボランティア（※） ---------- 47
（２）自然公園指導員（※） ---------- 47
（３）その他（※） ---------- 47
４．利用施設に関する事項（※） ---------- 48
（１）ユニバーサルデザインの導入（※） ---------- 48
（２）ビジターセンター（※） ---------- 48
（３）その他の公園事業施設（※） ---------- 49
５．利用の適正化に関する事項（※） ---------- 49
（１）利用の規制（※） ---------- 49
（２）利用の適正化（※） ---------- 50
６．利用統計に関する事項（※） ---------- 50

第４　地域の修景に関する事項（※） ---------- 51
１．修景緑化（※） ---------- 51
（１）基本方針（※） ---------- 51
（２）推進方法（※） ---------- 51
２．屋外広告物の整理（※） ---------- 51
（１）基本方針（※） ---------- 51
（２）三重県屋外広告物条例（※） ---------- 51
（３）既設電柱看板の撤去（※） ---------- 51

第５　その他・参考資料 ---------- 52
１．主要な展望地位置図 ---------- 52
２．「行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」に記載のある色彩の範囲 ------ 54
３．自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表 ---------- 56
４．伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係整理表 ---------- 64
５．指定植物一覧 ---------- 81

６．修景緑化植物表 ---------- 87
７．伊勢志摩国立公園管理計画検討会設置要領 ---------- 91
８．伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿 ---------- 92
９．伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯 ---------- 92

令和５年度に実施した管理計画の改定は、許認可に係る取扱方針及びそれに伴う部分について実施したものであり、本管理計画書のうち、目次に（※）を付した部分については、文書番号の時点修正等を除き平成 21 年 12 月に作成された文面のままとしている。

第１　伊勢志摩国立公園の概況

１．伊勢志摩国立公園の概要

本公園は、昭和 21（1946）年 11 月に戦後初の国立公園として指定された。その区域は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の大部分を占め、志摩半島北部の二見浦からその東端をまわり、西につながる南伊勢町の海岸及び伊勢神宮並びに伊勢神宮宮域林一帯を含み、東西約 50km、南北約 40km、面積約 55,544ha である。

沿岸部は、沈降と隆起を繰り返してできた典型的なリアス海岸からなり、鳥羽湾、的矢湾、英虞湾等の奥深い入り江と、神島、答志島、菅島等大小多数の島々が、繊細で優美な景観をつくりだしている。一方、五ヶ所湾等の熊野灘に面する海岸は、西に向かうほど山の迫る懸崖となっており、随所に波の浸食作用による海食崖や海食洞等の特殊地形が点在している。内陸部はなだらかな丘陵地となっており、当公園最高峰の朝熊山（標高 555m）をはじめ青峰山、横山、龍仙山、鶴路山、天神山等比較的低い山が連なり良い展望地となっている。

植生については、住民の生活圏と公園区域との多くが重なっているため、シイ、カシ、アカマツ等の二次林や人工林の占める割合が高くなっているものの、伊勢神宮宮域林や南伊勢地域では常緑広葉樹を中心とした自然林が残されている。

また、海岸の断崖や急斜面には、トベラ、シャリンバイ等の低木林が発達し、海岸部には、ハマボウ、ハマナツメ等の暖地性海浜植物群落が見られる。

動物は、シカ、イノシシ、ニホンザル等の哺乳類の他、内陸部で見られるシジュウカラ、カワセミ、メジロ、ウグイスや、沿岸部で見られるミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ、河口部で見られるカモ類、サギ類、シギ類等様々な鳥類が生息し、猛禽類の渡りのルートにも位置していることから、その時期にはサシバ、ハチクマ等も観ることができる。また、太平洋岸の砂浜部では、アカウミガメの上陸・産卵が確認されている。

上記の自然景観に加え、英虞湾を中心とする真珠やカキの養殖、アワビやサザエ等の漁にいそしむ海女の姿等、人と自然との関わりや伊勢神宮、金剛證寺等の歴史的構造物や伝統的文化からなる独特の人文的景観が彩りを添え、自然の美しさと人の生活が融合した風景も、本公園の大きな特色となっている。

伊勢志摩は、京阪神や中京方面からの交通の便がよく、室町時代から続く伊勢神宮の「伊勢参り」や、夫婦岩等の名所観光、海水浴やサーフィン、シーカヤック等の海浜レジャー、朝熊山や登茂山、横山等の展望地からの眺望利用、鳥羽水族館、ミキモト真珠島、志摩スペイン村等の観

光施設利用、イセエビやアワビに代表される海産物の味覚探訪等多種多様な利用がなされている。

２．伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯

（１）公園区域

昭和 21 年 11 月 20 日　公園区域の指定
昭和 52 年２月８日　公園区域の全般的な見直し（再検討）
昭和 60 年１月 31 日　公園区域の変更（第１回点検）
平成 12 年３月 31 日　公園区域の変更（第４回点検）

（２）規制計画

昭和 27 年３月１日　特別地域の指定
昭和 40 年１月 18 日　特別地域の指定（拡張）
昭和 52 年２月８日　特別保護地区の指定並びに特別地域の全般的な見直し（再検討）
昭和 60 年１月 31 日　特別地域及び特別保護地区の変更（第１回点検）
昭和 63 年７月 23 日　特別地域の変更（第２回点検）
平成６年２月 15 日　特別地域の変更（第３回点検）
平成 12 年３月 31 日　特別地域の変更（第４回点検）
平成 18 年８月１日　特別地域の変更（第５回点検）及び乗入れ規制地区指定

（３）施設計画

昭和 25 年６月 20 日　利用施設計画の決定（集団施設地区ほか利用施設計画の決定）
昭和 52 年２月８日　利用施設計画の全般的な見直し（再検討）
（登茂山集団施設地区の一般計画決定及び単独施設の追加等）
昭和 60 年１月 31 日　利用施設計画の変更（第１回点検）
（登茂山集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定並びに単独施設の追加等）
昭和 63 年７月 23 日　利用施設計画の変更（第２回点検）
（登茂山集団施設地区の区域変更及び詳細計画変更並びに単独施設の追加等）
平成６年２月 15 日　利用施設計画の変更（第３回点検）
（登茂山集団施設地区の詳細計画変更及び単独施設の追加等）
平成９年 12 月 16 日　利用施設計画の一部変更（近畿自然歩道の追加等）
平成 12 年３月 31 日　利用施設計画の変更（第４回点検）
平成 18 年８月１日　利用施設計画の変更（第５回点検）
（横山集団施設地区の指定及び単独施設の追加等）
平成 26 年３月５日　利用施設計画の変更（第６回点検）
（単独施設の追加等）

第２．管理の基本方針

１．管理計画作成方針

本管理計画は、本公園の優れた自然景観の保護と適正な利用を推進するため、従来の管理計画を基に、平成 18 年８月に告示された公園計画及び社会情勢の変化に対応するとともに、公園としての資質の維持、向上及び国立公園の適正な利用の推進を図る観点から変更したものである。

なお、作成に当たっての基本方針は次のとおりである。

○　特別地域のみならず普通地域も含めた総合的観点からの自然環境、風致及び景観の適正管理を図る。

○　主要展望地点からの眺望、特に海岸景観を保全するため展望地点とその対象を特定し、その保全方針を定める。

特に、英虞湾などリアス海岸をはじめとする自然海岸が年々減少していることから、残されている自然海岸は極力現状を維持するとともに、周囲の植生の保全を図る。

○　海域及び河川の水質の保全を図るため、各種行為の実施に当たっては、周辺水域の水質汚濁を防止する措置をとらせる。

○　適正な国立公園の利用を推進するために必要な活動やネットワーク体制の確立等を提案するとともに、体験型の野外活動、自然観察会、情報提供等を通してエコツーリズムの積極的な展開を図る。

２．管理計画区区分方針

本計画の対象地域を地形、景観、利用の特性、行政界等によって次の４管理計画区に区分する。

○　伊勢管理計画区（伊勢市）

伊勢神宮を中心とし、宮域林の森林景観と、二見浦の海浜景観が特徴で、利用の中心は伊勢神宮の参拝である。

○　鳥羽管理計画区（鳥羽市）

鳥羽湾の海岸を中心とし、朝熊山からの主たる展望対象となる地域でもある。また、交通の要衝となっており、水族館や博物館などの展示施設や宿泊施設等が集中している。

○　志摩管理計画区（志摩市）

英虞湾や的矢湾の繊細かつ優美なリアス海岸から成り、横山から展望される一帯の地域である。

○　南伊勢管理計画区（南伊勢町）

五ヶ所湾、贄湾（にえわん）、神前湾（かみさきわん）等のリアス海岸と荒々しい海食崖を中心とする海岸線を有する地域である。

伊勢志摩国立公園管理計画区分図

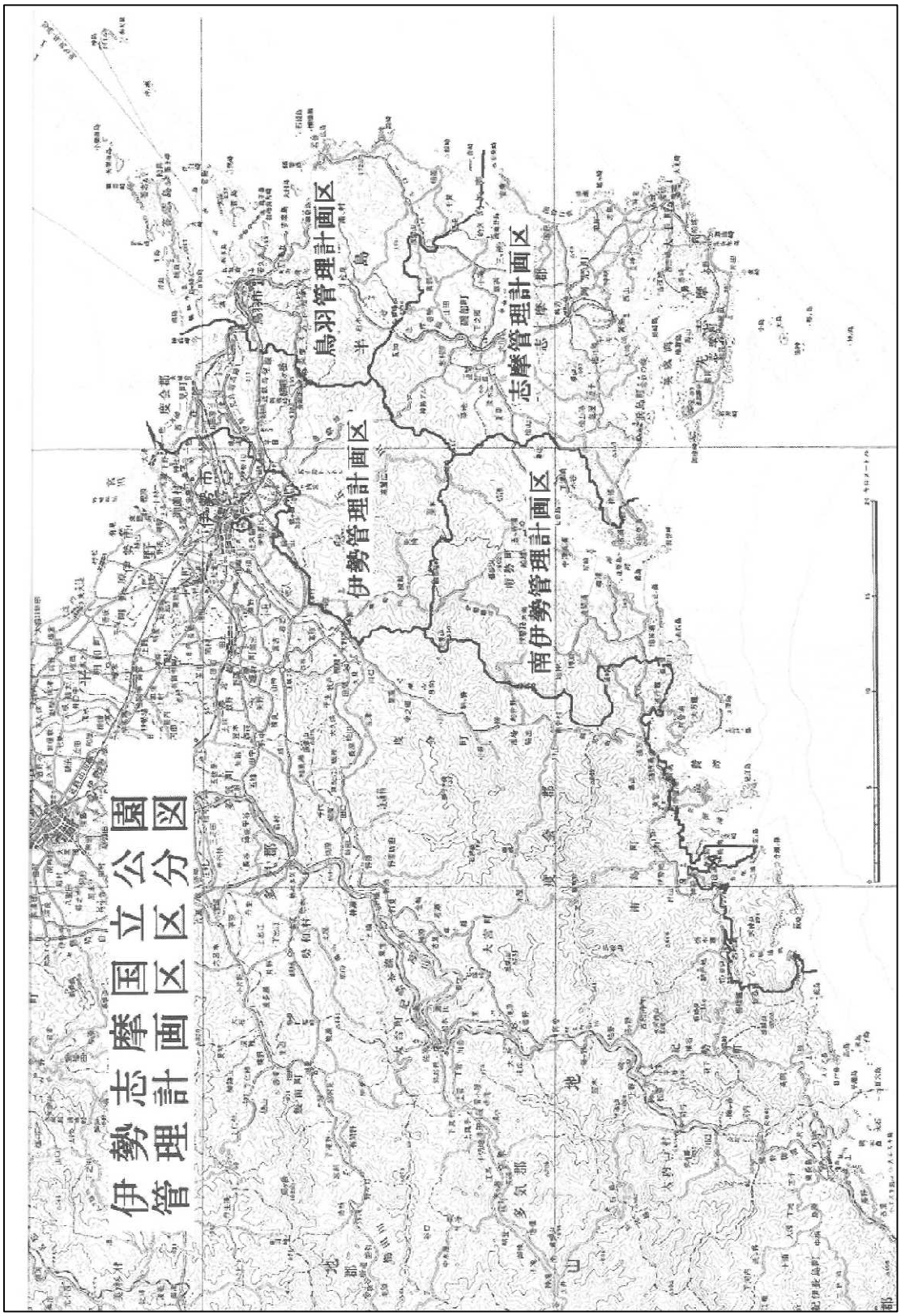

３．管理計画区の概況

（１）伊勢管理計画区

①地形

当管理計画区の東部には、本国立公園最高峰の朝熊山（標高 555m）を始め前山、鷲嶺（しゅうれい）等、比較的低い山地に五十鈴川（いすずがわ）、横輪川（よこわがわ）、島路川（しまじがわ）が深いＶ字谷を刻んだ壮年期の険しい地形である。

また、白砂青松景観を形づくる夫婦岩と、それに続く二見浦海岸（ふたみうらかいがん）が特徴である。

②植生

伊勢神宮宮域林では、イチイガシを中心にコジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が残存する。伊勢神宮宮域林以外では、シイ、カシ、アカマツ等の二次林が広がり、朝熊山にはジングウツツジの群落が広がっている。

③動物

伊勢神宮宮域林等には、シカ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物が生息している。

また、河口部ではカモ類、サギ類、シギ類等、多くの野鳥も見られる。

④利用

伊勢神宮の参拝が多く、内宮（ないくう）門前町のおかげ横丁や二見浦の夫婦岩観賞等の観光や、朝熊山及び朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）（通称：伊勢志摩スカイライン）からの展望が利用の中心である。

（２）鳥羽管理計画区

①地形

神島、答志島、菅島等多くの島々が浮かぶ鳥羽湾の多島海景観とリアス海岸が特徴である。当該計画区の東側は平野が広がっており、西側は、丘陵地が東西方向に連なる。

②植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占める。島嶼ではヤマトタチバナ、ハマボウ群落（答志島）、ジングウツツジ、ツゲ群落（菅島）等が点在する。

③動物

山域部にはイノシシやタヌキ等の野生動物が生息する。秋には伊良湖（いらご）方面からサシバ、ハチクマ等の猛禽類の渡りが見られる。

④利用

海の博物館や鳥羽水族館等の観光施設が複数存在し、フェリーや鉄道等の交通機関の利便性が高いことから、多くの利用者が訪れている。地元団体等による離島でのエコツアーや、地元ボラ

ンティアによる地域ガイドツアーなどが盛んに行われている。

（３）志摩管理計画区

①地形

志摩半島に囲まれた英虞湾や的矢湾の深い入り江や、複雑且つ繊細な海岸線と多くの島々を有するリアス海岸が特徴である。当該計画区の大部分は10～50mの高さの海岸段丘から成り立っている。

②植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占めている。海岸線の急斜面には、トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等が風衝により矮性化して生育し、広の浜等の砂浜には、ハマゴウ、ハマウド、ハマボウフウ等の海浜性植物が見られる。

また、和具大島（わぐおおしま）の「暖地性砂防植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。

③動物

志摩半島の南側を流れる暖流とともに移動してきたアカウミガメの上陸および産卵が見られる。

山域部では、イノシシ等の野生動物が多数生息しているほか、沿岸部では、ミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等、多くの鳥類が生息している。

④利用

英虞湾等の島嶼リアス海岸や海の幸に恵まれ、海水浴やサーフィンに適した海岸が複数存在し、交通の便もよいことから利用者は多い。

また、登茂山及び横山からの展望利用、ビジターセンターを拠点とする野外活動が活発に行われている。

（４）南伊勢管理計画区

①地形

複雑に入り組んだリアス海岸が東西に長く延び、東から五ヶ所湾、贄湾、神前湾、古和浦湾（こわうらわん）等が深く入り込む。背後には紀伊山地の山並みが海岸近くまで迫り、外洋に面した場所は海食崖が発達した荒々しい海岸線を有している。

②植生

半島部を中心にスダジイ、ウバメガシ等からなる自然林が広く残存している。

また、押渕（おしぶち）地区の「細谷（ほそや）暖地性シダ群落」、「鬼ヶ城（おにがじょう）暖地性シダ群落」は国指定天然記念物に指定されており、海岸部にはハマボウやハマナツメ群落等の海浜植物群落が見られる。

③動物

自然林が多く残されており、メジロやウグイス等、多くの野鳥が見られる。

また、黒潮の影響を受け海洋には多くの魚類が生息している。

④利用

自然探勝路を利用した自然探勝や野鳥観察、植物観察等、地元ＮＰＯ団体も積極的な活動を実施している地区である。

また、五ヶ所湾や贄湾周辺での釣り等の水辺利用もなされている。

４．管理方針

（１）伊勢管理計画区

①伊勢神宮宮域林を中心とした自然林の保護を図る。

②伊勢神宮を中心とする歴史的景観の保全を図る。

③「朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）」等の展望地からの風致景観の保全を図る。

④五十鈴川、横輪川の水質保全を図る。

⑤アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等では野生生物の保護に配慮する。

⑥展望施設等の眺望地においては、展望の支障とならないよう木竹の伐採を適切に行う。

（２）鳥羽管理計画区

①公園計画車道「鳥羽鵜方線」等の展望地からの風致景観の保全を図る。

②自然海岸及び自然林の保護を図るとともに、積極的に修景緑化を促進する。

③アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等では野生生物の保護に配慮する。

④展望施設等の眺望地においては、展望の支障とならないよう木竹の伐採を適切に行う。

（３）志摩管理計画区

①自然海岸及び自然林の保護を図る。

②英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに、登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。

③英虞湾や的矢湾の水質保全を図る。

④アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等、野生生物の保護に配慮する。

⑤展望施設等の眺望地においては、展望の支障とならないよう木竹の伐採を適切に行う。

（４）南伊勢管理計画区

①自然海岸及び自然林の保護を図る。

②五ヶ所湾の水質の保全を図る。

③アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等、野生生物の保護に配慮する。④展望施設等の眺望地においては、展望の支障とならないよう木竹の伐採を適切に行う。

④展望施設等の眺望地においては、展望の支障とならないよう木竹の伐採を適切に行う。

５．風致景観及び自然環境の保全に関する事項

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、地域の関係機関及び関係者と協働し、適切な管理を行うこととする。

（１）伊勢管理計画区

保　全　対　象	概　　要	保　　全　　方　　針
伊勢神宮 伊勢神宮宮域林	①常緑広葉樹林 ②ルーミスシジミ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）） 等貴重な昆虫をはじめとし、当該地に生息・生育する野生生物 ［特保、１特、２特］	伊勢志摩国立公園を代表する風致景観であり、イチイガシを中心にコジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が大面積にわたり残されている。 宮域林の保全を図るとともに、貴重な昆虫を始め、野生生物の生息・生育環境の保全を図るものとする。
五十鈴川 横輪川 島路川	①ネコギギ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧ⅠA類（CR）、国指定天然記念物） ②タガメ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：準絶滅危惧（NT）） ③ゲンジボタル ④ヒメボタル 等貴重な魚類及び水生昆虫 ［１特、２特］	貴重な水生生物を保護するため、河川改修工事等に当たっては、濁水対策、魚道設置等、河川生態系の維持を図るとともに、生息環境の保全を図るものとする。
鷲嶺（しゅうれい）の水穴（すいけつ） 覆盆子洞（ふぼんじどう） （県指定天然記念物）	①鍾乳洞 ［２特、普通］	当国立公園で特異な地形であることから十分な保全を図るものとする。
朝熊山	①常緑広葉樹林 ②ジングウツツジ（国：絶滅危惧Ⅱ類(VU)、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）） ③モリアオガエル 等当該地に生息する貴重な野生生物 ［１特、２特、３特］	朝熊山の風致景観を維持するため植生の保護を図るとともに、大規模工作物の設置や木竹の伐採等については極力避けるものとする。 また、野生生物の生息環境の保全を図るものとする。

二見浦海岸	①砂浜海岸 ②夫婦岩岩礁 ③海食洞 ④クロマツ林 ⑤二見浦（国指定名勝） ［１特、２特、３特、普通］	当国立公園の主要な風致景観の一つである夫婦岩とそれに続く二見浦海岸の白砂青松の保全を図るものとする。
松下社（まつしたしや）の森	①常緑広葉樹林 ②松下社の大クス（県指定天然記念物） ［２特、普通］	社叢林の保全を図るものとする。

（２）鳥羽管理計画区

保　全　対　象	概　　要	保　　全　　方　　針
鳥羽湾及び島嶼	①溺れ谷 ②多島海 ［１特、２特、３特、普通］	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
神島	①カルスト地形（市指定天然記念物） ②海浜植物群落 ③サシバ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ＩＢ類（EN））・アサギマダラ等の渡りのルート ④ウミウ越冬地 ［１特、３特、普通］	島の南部にカルスト地形や小規模な鍾乳洞を抱える特異な風致景観である。 自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
答志島	①海浜植物群落 ②奈佐（なさ）および楠路脇（くすじわき）のヤマトタチバナ（県指定天然記念物） ③シロヘリハンミョウ（県：絶滅危惧ＩＢ類（EN））等当該地に生息する貴重な野生生物 ［２特、３特、普通］	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
菅島	①しろんご浜	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物

	②ツゲ群落 ③ジングウツツジ（国：絶滅危惧Ⅱ類(VU)、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）） ④シマジタムラソウ（国：絶滅危惧Ⅱ類(VU)、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））　等当該地に生息する貴重な野生生物 ［３特、普通］	の生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
坂手島	①坂手船着場のタブノキ（市指定天然記念物） ②坂手のアヤメ池（市指定天然記念物） ［３特、普通］	当島を代表するタブノキ群落やカキツバタ群落の生育環境の保全に努める。 自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
飛島 浮島 牛島 大築海島（おづくみじま） 小築海島（こづくみじま）	①常緑広葉低木林 ［２特］	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
青峰山	①常緑広葉樹林 ［１特、３特、普通］	青峰山の風致景観の維持に留意するものとする。 的矢湾、安乗崎方面及び朝熊山方面を望む好展望地では、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
丸山庫蔵寺（まるやまこぞうじ） 浦神社 石鏡神社（いじかじんじや）	①常緑広葉樹林 ②庫蔵寺のコツブガヤ（国指定天然記念物） ③丸山庫蔵寺のイスノキ樹叢（県指定天然記念物） ④丸山庫蔵寺境内の樹叢一帯（市指定天然記念物） ［２特、３特、普通］	社叢林の保全に努めるものとする。

（３）志摩管理計画区

保　全　対　象	概　　要	保　　全　　方　　針
英虞湾	①溺れ谷	奥深い入り江と大小多数の島々を有したリアス

的矢湾	②多島海 ［１，２，３特、普通］	海岸で、本国立公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内で営まれている真珠、カキ等の養殖筏等、生活に密着した湾内風景の保全に努めるものとする。 また、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
大王崎 安乗崎（あのりさき）	①陸けい海岸 ②海食崖 ［３特、普通］	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
国府海岸（こうかいがん） 大野浜 広の浜 御座白浜（ございらはま）	①砂浜海岸 ②ハマユウ群落 ③御座白浜海水浴場（日本の水浴場 88 選） ［２特、３特］	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
和具大島	①和具大島暖地生砂防植物群落（県指定天然記念物） ②ウチヤマセンニュウ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））の繁殖地 ［１特］	近年、外来植物（アツバキミガヨラン等）が島内へ進入及び分布拡大が激しく、在来植物群落へ悪影響を与えている。本来の生態系を維持するため、環境省や地元団体、住民らが協力して外来植物の駆除を行っている。引き続き、官民一体となって外来植物駆除に努めるものとする。 自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生態系の維持及び生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
伊雑宮（いざわのみや） 宇気比神社（うきひじんじゃ）の森	①常緑広葉樹林 ［普通］	社叢林の保全に努めるものとする。
日和浜（ひよりはま） 参宮浜（さんぐうはま）	①アカウミガメ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU））の産卵地 ［１特、２特］	アカウミガメの上陸、産卵地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵地の保護を図るものとする。
広の浜	①アカウミガメ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN））、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU））の産卵地	アカウミガメの上陸、産卵地及びシロチドリの繁殖地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵・繁殖地の保護を図るものとする。

	②シロチドリ（県：絶滅危惧ＩＢ類(EN)〔繁殖個体群〕、準絶滅危惧（NT）〔越冬個体群〕）の繁殖地 ［２特］	

（４）南伊勢管理計画区

保　全　対　象	概　　要	保　　全　　方　　針
五ヶ所湾～古和浦湾	①溺れ谷 ②海食洞（筆島、見江島） ③潮吹穴（田曽浦、見江島） ④岩門（立崎） ［特保、１特，２特，３特、普通］	海食崖とリアス岸海岸が連続した本公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
獅子島	①クロマツ林 ②獅子島の樹叢（県指定天然記念物） ③ハマジンチョウ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ＩＡ類（CR）） 等当該地に生育する貴重な野生生物 ［２特］	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物の生育環境の保全に努めるものとする。
伊勢路川河口	①ハマボウ群落（本州最大規模） ［普通］	河川工事等に当たっては、ハマボウ群落の生育環境の保全に努めるものとする。
押渕湿地（鬼ヶ城、細谷）	①鬼ヶ城暖地性シダ群落（国指定天然記念物） ②細谷暖地性シダ群落（国指定天然記念物） ③グンバイトンボ（国：準絶滅危惧（NT）、県：絶滅危惧ＩＢ類（EN）） ④マダラシマゲンゴロウ（国：絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、県:絶滅危惧ＩＢ類（EN）） 等当該地に生息する貴重な野生生物 ［３特、普通］	貴重な野生生物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。

見江島（みえじま）	①見江島のイワツバメ棲息地（県指定天然記念物） ②暖地性植物群落 ［特保］	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。
弁天島	①暖地性植物群落 ［特保］	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物群落の生育環境の保全に努めるものとする。
塩竈浜（しゅうがはま）	①ハマナツメ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県指定希少野生動植物種）群落（県指定天然記念物） ②海跡湖 ［３特］	貴重なハマナツメ群落の生育環境の保全に努めるものとする。

＜参考文献＞

・環境省鳥類レッドリスト（2006）
・環境省爬虫類レッドリスト（2006）
・環境省汽水・淡水魚類レッドリスト（2007）
・環境省昆虫類レッドリスト（2007）
・環境省植物Ⅰレッドリスト（2007）
・三重県レッドデータブック 2005 動物（三重県）
・三重県レッドデータブック 2005 植物・キノコ（三重県）

６．主要な展望地

公園利用において展望・眺望を行う展望地（視点場）を定め、展望対象とともに風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

視点場	管理計画区	主な視対象	備考
公園計画に位置づけられている道路（車道、歩道） 道路沿いの園地等も含み、主な視対象を望見できる場所を視点場とする。			
伊勢磯部線道路（車道）	伊勢・志摩	伊勢神宮宮域林、神路ダム湖及び山並み	
鳥羽鵜方線道路（車道）	鳥羽・志摩	的矢湾、伊雑浦、海岸線、周辺の山並み	通称「パールロード」今浦停留場、海の博物館周辺の展望スポッ

			ト、面白展望台、的矢湾大橋等を含む（*1）
鵜方横山線道路（車道）	志摩	横山等の山並み	
鵜方神津佐線道路（車道）	志摩・南伊勢	英虞湾、五ヶ所湾、海岸線、周辺の山並み	
鵜倉半島線（車道）	南伊勢	贄湾、神前湾、かさらぎ池、山並み等	
浅間山登山線（歩道）	南伊勢	五ヶ所湾、熊野灘	
近畿自然歩道線道路（歩道）	全区	海岸線、周辺の山並み	島ヶ崎灯台、神島ニワの浜、中ノ磯展望台等を含む（*2）
神前岬周回線道路（歩道）	伊勢	小浜半島、飛島等の離島	
朝熊山登山線（一般自動車道）	伊勢・鳥羽	伊勢湾、鳥羽湾及び島嶼 伊勢神宮宮域林を含む山地	通称「伊勢志摩スカイライン」 飯盛山展望ポイント等を含む
公園計画に位置づけられている場所 既存施設・道路等のうち主な視対象を望見できる場所を視点場とする。			
伊勢神宮	伊勢	伊勢神宮宮域林、五十鈴川、歴史的構築物	視点場は参拝路のみとする
音無山	伊勢	二見浦海岸及び伊勢湾	
朝熊山	伊勢	伊勢湾、鳥羽湾及び島嶼 伊勢神宮宮域林を含む山地	
二見浦	伊勢	夫婦岩及び二見浦海岸	
池の浦	伊勢	小浜半島、飛島等の離島	
岩屋（答志島）	鳥羽	答志島集落、太平洋など	
築上（答志島）	鳥羽	伊勢湾、鳥羽湾及び島嶼	
日向島	鳥羽	鳥羽湾及び島嶼	
小浜	鳥羽	鳥羽湾及び島嶼	

佐田浜	鳥羽	鳥羽港、鳥羽湾など	公園計画では鳥羽博物展示施設が位置づけ
箱田山	鳥羽	太平洋側に望むリアス海岸 リアス海岸、太平洋など	通称「鳥羽展望台」
鯨崎	鳥羽	太平洋側に望む海食崖海岸	
菅崎	鳥羽	太平洋側及び的矢湾に望むリアス海岸	
登茂山	志摩	英虞湾に望むリアス海岸	集団施設地区 桐垣展望台等を含む
横山	志摩	英虞湾に望むリアス海岸	集団施設地区 展望カフェテラス、そよ風テラス等を含む
安乗崎	志摩	太平洋側及び的矢湾に望むリアス海岸	
国府白浜～阿児松原	志摩	砂浜海岸、松林	
渡鹿野	志摩	的矢湾	
賢島	志摩	英虞湾、横山	
立神	志摩	英虞湾	
大王崎	志摩	太平洋側に望むリアス海岸、波切集落、大王崎灯台	灯台の見える丘（産屋坂・荒瀬丘）、灯台の見える祠等を含む
広の浜	志摩	太平洋及び海岸線	
金比羅山	志摩	太平洋側及び英虞湾に望むリアス海岸	
阿津里浜	志摩	砂浜、熊野灘	
御座白浜	志摩	英虞湾、砂浜及び海岸線	
多徳島	志摩	英虞湾	
大崎半島	志摩	森林	
福川原	志摩	英虞湾	
浜島	志摩	熊野灘及び海岸線	

南張	志摩	先志摩、黒森、御座白浜海水浴場	
田曽白浜	南伊勢	英虞湾及び五ヶ所湾に望むリアス海岸	
相賀浦	南伊勢	五ヶ所湾に望むリアス海岸	南海展望公園を含む
塩竈浜	南伊勢	砂浜及び海跡湖、熊野灘	
小田ノ浦	南伊勢	五ヶ所湾	
中津浜浦	南伊勢	五ヶ所湾	
鶴路山	南伊勢	五ヶ所湾	
迫間浦	南伊勢	迫間浦	
龍仙山	南伊勢	五ヶ所湾	
鵜倉	南伊勢	贄湾、神前湾、かさらぎ池、山並み等	あけぼの展望台、かさらぎ展望台、橘展望台等を含む
古和浦	南伊勢	古和浦湾、新桑竈や栃木竈の山並み	ニラハマ展望台を含む
公園計画に位置づけられていないが代表的な展望地とすべき場所 主な視対象を望見できる場所を視点場とする。			
国崎、鎧崎	鳥羽	海岸線、伊勢湾	
鳥羽湾観光船航路	鳥羽	鳥羽湾及び島嶼	
上記以外で景観計画に位置づけられている場所 景観計画に記載のある場所を視点場とする。			
カモメの散歩道	鳥羽	鳥羽湾、安楽島など	
青峯山パーキング	鳥羽	山並みなど	
坂手西	鳥羽	本土の夜景など	
千鳥ヶ浜堤防	鳥羽	千鳥ヶ浜、太平洋など	
樋の山扇野	鳥羽	鳥羽湾、伊勢湾、島嶼部など	
答志島レイフィールド	鳥羽	答志島集落、太平洋など	
答志島富士見台	鳥羽	答志島集落、太平洋など	

城山公園	鳥羽	中心市街地、鳥羽港など	
日和山	鳥羽	鳥羽港、伊勢湾など	
安楽島高山周辺	鳥羽	島嶼部を含む鳥羽湾など	
おうむ岩展望台	志摩	磯部集落、田園風景	
浮島パークなんとう展望台	南伊勢	南島大橋と阿曽浦大橋の親子大橋や贄湾、鵜倉半島、見江島	国立公園区域外

(*1) 他に、伊勢志摩国立公園の公園計画において利用施設が位置付けられている千賀を含む

(*2) 他に、伊勢志摩国立公園の公園計画において利用施設が位置付けられている北浜、答志島、菅島、安乗、大池、麦崎、宮の前、阿曽浦及び神前浦を含む

注 1)「主な視対象」は、管理計画、公園計画、景観計画等に視対象が記載されている場合はそれに沿って記載

注 2) 本リストは、公園計画や景観計画の変更により視点場に関する記載が加筆又は削除された場合、それに応じて変更されるものとする

７．行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

（１）許可、届出等取扱方針

ア．特別地域

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和４年４月１日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知）第６に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成 12 年８月７日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。なお、公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行することとする。

伊勢市、鳥羽市及び志摩市では景観法に規定の景観計画を運用しており、南伊勢町は三重県が運用する景観計画の景観計画区域に含まれていることから、当該景観計画の景観形成基準等と整合を図り風致景観の維持に努める必要がある。

工作物が景観重要公共施設に指定されている場合は、当該景観計画の景観重要公共施設の整備に関する事項と整合を図る必要がある。

広告物に関しては、三重県屋外広告物条例に基づく広告物掲出の禁止地域、許可地域等を踏まえる必要がある。

太陽光発電施設に関しては、「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（令和４年３月 30 日 付け環自国発第 2203301 号国立公園課長通知）に沿った

計画とするとともに、三重県が運用している「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に示されている「事業者が実施する遵守事項、推奨事項」、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に示されている配慮事項、伊勢市及び志摩市が運用している「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に示されている配慮事項、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町が施行する関連条例（*）に規定する事業抑制区域や事前調整等について配慮するものとする。

(*) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例
志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例
南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

行為の種類	取扱方針
全行為共通	＜審査基準＞ （１）眺望・展望 第２の６に記載されている主要な展望地等における公園利用者の展望・眺望を妨げ、又は風致景観との調和を乱すものでないこと。 なお、背景を判断する際、複数の主要な展望地等から望見される場合は、各視点場の公園利用者数の多寡、視点場から行為地までの距離等を勘案し、最も重要と判断される視点場からの背景を優先すること。 （２）残土処理 原則として、国立公園特別地域外に搬出し適切に処理すること。ただし、必要な範囲内で行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は既に自然公園法の許可等を得た行為に使用する場合はこの限りでない。 （３）修景緑化 ア．工事等で発生した法面及び裸地は、原則として「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月 27 日付け環自国発第 1510271 号）（以下「緑化指針」という。）に沿って緑化（自然侵入促進工を含む。以下同じ）すること。ただし、地盤の特性により緑化が困難な場合はこの限りでない。 イ．緑化に使用する植物は、原則として在来緑化植物のうち地域性系統の植物又はその種子を使用すること（対象となる種は第５の６「修景緑化植物表」のとおり）。ただし、当該場所に適した植物の種苗が入手できない場合はこの限りでないが、外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと。 ウ．工事等予定地から事前に表土の採取ができる場合は、表土を

	活用すること。ただし、住宅等小規模な工事についてはこの限りでない。 エ．主要な展望地等から望見される側については、支障木の伐採を最小限とすること。 （４）土砂・排水の処理 河川沿い及び海沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。
1　工作物 （１）建築物	＜審査基準＞ ①外部意匠 ア．建築物の屋根は、住宅用の車庫や倉庫等の小規模な建築物及び特殊な用途の建築物を除き、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等でないこと。ただし、主要な展望地等からの見え方を勾配屋根と比較検討し、例えば平坦な地形や水平基調の山稜線の背景に一致するなど、意匠、色彩、表面仕上げ等も含め、より周辺の風致景観と調和していると判断される場合はこの限りでない。 イ．屋根の勾配は、10 分の２以上とし、主要な展望地等から見て背景となる山稜の勾配や地形と調和のとれたものとすること。ただし、アのただし書きを適用した場合はこの限りでない。 ②素材・色彩 ア．周辺の風致景観と調和しない反射性のある素材を壁面の大部分や屋根に使用しないこと。 イ．屋根の色彩は、周囲の風致景観と調和しにくい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を使用しないこととし、黒色、暗灰色又は焦げ茶色とすること。 ウ．外壁の色彩は、周囲の風致景観と調和しにくい高彩度色を使用しないこととし、茶色、薄茶色、暗灰色、灰色又はアイボリー・クリーム・ベージュとすること。 ③修景緑化 建築物の周囲は、既存樹木を活用するとともに在来緑化植物のうち地域性系統の植物（当該場所に適した植物の種苗が入手できない場合はこの限りでないが、外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと）を植栽することにより、周辺の風致景観との調和を図ること。 ＜配慮を求める事項＞ ア．周辺の建築物、工作物や地形との連続性及び一体性が保たれる

	規模・配置・意匠とすること。 イ．行為地周辺に樹林地等がある場合は、可能な限りその高さ以内にとどめるよう配慮すること。 ウ．屋外設備、外階段、車庫、立体駐車場、機械室等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置するとともに、遮蔽植栽等により修景を行うよう配慮すること。 エ．敷地を塀、垣等で囲う場合は、生垣等の植栽若しくは石垣等の自然素材又はこれに類する素材を使用し、公園利用者等に対する圧迫感の軽減、周辺の風致景観との調和に配慮すること。また、フェンス等を用いる場合は、色彩は茶色、灰茶色、暗灰色又は灰色を基本とすること。 オ．擁壁を設置する場合は、主要な展望地等から望見される部分について、形態・仕上げの工夫等により、単調さや圧迫感の軽減に配慮すること。
（２）道路（車道）	＜審査基準＞ ①法面 ア．安全確保等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として擁壁の本体又は表面に自然石等の自然材料を用いるか、コンクリート等を用いる場合は化粧型枠等により自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地等から望見されない位置にある場合はこの限りでない。 イ．切土又は盛土により生じた道路法面を、構造物等により安定化を図る場合は、法枠工等に緑化を伴う工法とすること。 ウ．モルタル吹付は原則として行わないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。 ②工法等 当該行為により、車道・歩道等として供用しない部分が生じる場合は、当該箇所は舗装等の工作物を撤去の上、修景緑化を行うこと。ただし、当該地の自然条件や活用方法の観点から撤去が困難な場合はこの限りでない。 ③付帯施設 ア．海岸線を展望できる区間については、防護柵はガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、ガードケーブル又

	はガードパイプでは安全確保が困難な場合はガードレールも可とする。 イ．防護柵（ガードケーブル、ガードパイプ、ガードレール等）、照明灯、標識柱、ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、樹林地、海岸部・田園地帯、開放的で明るい色彩を基調とする地域等の立地場所に応じて、焦げ茶色、灰茶色、暗灰色、明灰色又は亜鉛メッキ仕上げの中から適切な色彩を選定すること。 ＜配慮を求める事項＞ 道路沿線に設置する防護柵、案内標識等は、デザイン、規格等の統一を図ること。
（3）電柱	＜審査基準＞ ①位置 ア．神宮の宮域林のすぐれた風致景観が道路沿いに展開する公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線には設置しないものとする。 イ．主要な展望地等からの展望・眺望に支障を来す位置への新築は行わないものとする。ただし、地域住民の日常生活又は農林水産業等の生業の維持のために必要であり、その場所以外においては目的が達成できないと認められる場合又は地理的条件等でやむを得ない場合は、この限りでない。 ウ．公園計画に位置づけられた道路（車道及び歩道）沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として行わないものとする。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 エ．電力線、電話線等を並行して設置する場合は、原則として共架とする。ただし、技術的制約等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ②規模 高さ及び本数は必要最小限とすること。ただし、展望・眺望の支障を軽減するためにルートを配慮する場合はこの限りでない。 ③色彩 焦げ茶色とすること。ただし、主要な展望地等から見て背景が空又は海となる場合は、灰色又は明灰色とすること。

	＜配慮を求める事項＞ 　主要な展望地等からの展望に支障を来している既設施設は、極力地下埋設化又は展望の支障とならないようルート変更に努めること。
（４）鉄塔　アンテナ 　　通信施設	＜審査基準＞ ①位置 　ア．主要な展望地等から展望・眺望する場合に著しい妨げとなる位置への新築は行わないこと。 　イ．複数計画がある場合で共架可能なものについては、原則として共架とすること。ただし、技術的制約等によりやむを得ない場合はこの限りでない。 ②規模 　高さ及び本数は必要最小限とすること。また、上部を小さくするなど安定感のある印象を与える形態とすること。ただし、技術的制約等によりやむを得ない場合はこの限りでない。 ③色彩 　鉄塔・鉄柱や高所に取り付けられるアンテナ等については、主要な展望地等から見て背景が空又は海となる場合は灰色とし、それ以外の場合は焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、法令等の規定に基づく色彩とする場合はこの限りでない。 　局舎等の建築物については、「１　工作物（１）建築物」の取扱いとすること。 　フェンスや設備機器類の色彩は焦げ茶色又は暗灰色とすること。 ＜配慮を求める事項＞ 　生垣等を敷地周辺に配置するなど、圧迫感や違和感の軽減に配慮すること。
（５）河川管理施設及び 　砂防施設等	＜審査基準＞ ①工法 　周辺地域を含めた環境保全並びに河川の生態系の保全に配慮したものとすること。特に貴重な水生生物が生息する場合は、河床の改変を最小限とする工法や、魚道等の設置により水生生物を保全する工法を採用すること。 ②材料 　ア．伊勢神宮宮域林内における工作物は、原則として、木材、自

	然石等の自然材料を用いること。ただし、自然材料では必要な機能を満たせない場合はこの限りでない。 イ．その他の場所に設置される工作物等の表面は、原則として擁壁の本体又は表面に自然石等の自然材料を用いるか（表面仕上げを含む)、コンクリート等を用いる場合は化粧型枠等により自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地等から望見されない位置にある場合はこの限りでない。 ＜配慮を求める事項＞ 伊勢神宮参拝路から望見される五十鈴川及び島路川の風致景観の保護並びに河川環境の保全に留意すること。 五十鈴川、横輪川、島路川及び奥の野川に生息する貴重な魚類、水生昆虫等の河川生態系の保全に留意すること。
（６）海岸保全施設等（護岸、堤防）	＜審査基準＞ ア．自然海岸の保全及び風致景観の維持に留意し、原則としてウミガメの産卵地等野生動植物の生息地又は生育地として重要な自然海岸又は主要な展望地等から望見される自然海岸へは設置しないこと。ただし、施設の設置以外の方法により目的を達成することができない場合はこの限りでない。 イ．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜や浄化施設の設置等の措置を講じ周辺海域の水質保全について適切な措置を講じること。 ウ．主要な展望地等から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は、原則として自然石を用いること。やむを得ずブロック擁壁とする場合は化粧型枠等による自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とすること。 ＜配慮を求める事項＞ ア．自然海岸又はその近辺で新たに大規模な施設を設置する場合は、潮流等の変化により海岸線の形状や粒度組成に著しい影響を及ぼしたり、周辺海域の水質に著しい変化を及ぼしたりしないこと等を事前に調査し確認すること。 イ．海水浴場等、現に利用者が多い場所にあっては、その利用を阻害しないよう配慮すること。 ウ．伊勢志摩地域の砂浜にはウミガメが産卵のために上陸することから、ウミガメの産卵時期（５月１日～10 月 31 日）は、砂浜で

	の工事を行わないよう配慮すること。 エ．砂浜や離島の工事に当たっては、シロチドリ、ウチヤマセンニュウ、ハマオモト等の希少な動植物の生息生育に影響が及ばないよう配慮すること。
（７）太陽光発電施設	＜審査基準＞ ア．太陽光パネルの色彩は黒色とすること。また、太陽光発電施設のフレームや架台、脚部、パワーコンディショナー等の関連設備やフェンス等の付帯施設の色彩は、焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地等から望見されない場合はこの限りでない。 イ．原則として、太陽光発電施設の周囲は在来緑化植物のうち地域性系統の植物（当該場所に適した植物の種苗が入手できない場合はこの限りでないが、外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと）を植栽し、周辺の風致景観と調和を図ること。ただし、主要な展望地等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．太陽光パネルの反射光の低減を図るため、防眩塗装等により風致景観等に及ぼす影響が最小となるよう措置すること。ただし、主要な展望地等から望見されない位置にある場合はこの限りでない。 エ．太陽光パネルの設置角度や並び等形態と、周辺環境が持つ形態との調和を図ること。 ＜配慮を求める事項＞ 山の斜面等、自然地形において地形勾配が 10%を超える傾斜地への設置は避けること。
（８）常設大型テント	＜審査基準＞ ア．ドーム型テントを設置する場合は、主要な展望地等から望見されない位置に整備すること。 イ．反射性のある素材は使用しないこと。ドーム型テントの色彩については高彩度色及び自然の緑と対比の強い高明度色を使用しないこと。その他のテントの色彩については「１　工作物（１）建築物」の②ウに準じること。 ウ．行為地の周辺に樹木が多くある場合は、テントの高さは、周囲の樹高を超えない高さとすること。

	＜配慮を求める事項＞ ア．土地の改変等については必要最小限とすること。 イ．敷地の周囲は在来緑化植物のうち地域性系統の植物を植栽し、周辺の風致景観との調和を図ること。
2　木竹の伐採	＜審査基準＞ 木竹の伐採後５年以内に屋外運動施設、風力発電施設及び太陽光発電施設の新築、改築又は増築を行うことを目的とするものでないこと。 ＜配慮を求める事項＞ ア．「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月９日国発第 643 号）を基本として地域の風致景観に配慮した施業とすること。 イ．主要な展望地等から望見される範囲においては、木竹の皆伐面積は極力小さくなるようにすること。また、伐採跡地は可能な限り第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の全行為共通の審査基準「（３）修景緑化」イのとおり在来緑化植物のうち地域性系統の植物で緑化すること。 ウ．薪炭にすること等を目的として皆伐した場合、跡地がササ類やシダ類に覆われ、樹木の生育が困難となることも想定されることから、伐採跡地に植林しない場合は伐採方法や伐採箇所について事前に十分検討し、樹木が再生するよう配慮すること。
3　広告物等	＜審査基準＞ ①位置及び設置場所 ア．神宮の宮域林のすぐれた風致景観が道路沿いに展開する公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については、広告物等の掲出若しくは設置、又は工作物等に表示しないものとする。 イ．電柱へは掲出しないこととする。ただし、法令の規定により表示する広告その他これに類するものはこの限りでない。 ②色彩 ア．広告物の表示面については、地色を素材色、黒色、焦げ茶色、明灰色又は白色とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りでない。 イ．表示面に文字等を表示する場合は、蛍光色を用いないこと。

	ウ．適正な公園利用の推進に資する場合には、部分的に識別性の高い色彩を使用することも可とするが、明度及び彩度を下げることとする。 エ．三重県屋外広告物条例に基づく屋外広告物沿道景観地区においては、景観形成指導基準により広告物の色彩が示されている場合は当該色彩も可とする。 オ．支柱は暗灰色又は焦げ茶色とし、周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域においては灰色も可とする。 ＜配慮を求める事項＞ ア．自己所有地や事業敷地以外に設置するものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切に管理を行うこと。 イ．広告物の表示面の使用色数は最小限とし、複数の色彩を用いる場合は可能な限り同系色の中で行うこと。

イ．普通地域

普通地域の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和４年４月１日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知）第 30 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」（平成 13 年５月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）によるほか、主要な展望地等からの展望・眺望を著しく妨げる場合等、風景を保護するために必要があると認めるときに行う。

普通地域内の行為については、第２の７（１）「ア．特別地域」の取扱方針を参考として、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。なお、伊勢市、鳥羽市及び志摩市においては景観法に基づき定められている当該景観計画、南伊勢町においては三重県景観計画との整合性に配慮する。

大規模な太陽光発電施設に設置については、届出の受理にあたり、「国立・国定公園における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成 27 年２月 環境省自然環境局）、「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（令和 4 年３月 30 日付け 環自国発第 2203301 号国立公園課長通知）に沿った検討等が行われているか審査を行う。太陽光発電施設に係る土地の形状変更については、山の斜面等、自然地形において地形勾配が 10%を超える傾斜地の大規模な切土又は盛土を伴う場合、主要な展望地等からの展望・眺望を著しく妨げる場合等に、禁止又は制限を行うことも含めて検討し、必要な措置命令等を行う。

土石の採取のうち、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮するよう指導する。なお、菅島における採石は、終掘に向けて関係機関と調整を行い、緑化に当たっては関係機関に提出された当該採石に係る緑化計画書のとおり、在来種による緑化を行うよう指導す

る。

（２）公園事業取扱方針

伊勢志摩国立公園における公園事業の執行に当たっては、事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和４年４月１日付け環自国発第 22040111 号自然環境局長通知）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

なお、伊勢市、鳥羽市及び志摩市では景観法に規定の景観計画を運用しており、南伊勢町は三重県が運用する景観計画の景観計画区域に含まれていることから、当該景観計画の景観形成基準等と整合を図り風致景観の維持に努めるものとする。

事業の種類	取扱方針
全事業共通	＜施設の基準＞ 第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の全行為共通の取扱方針と同様とすること。 ＜管理方針＞ ア．施設の管理に当たっては、公園利用者の安全確保に十分配慮すること。 イ．施設内の標識や注意標記については、多言語による表示を行い、外国人の利用に配慮すること。
道路（車道） 運輸施設（一般自動車道）	＜基本方針＞ 伊勢志摩国立公園の利用施設間を連絡するとともに、シークエンス景観を観賞するために必要な施設として、風致景観の維持を図るものとする。 ＜施設の基準＞ 第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（２）道路（車道）」の取扱方針と同様とすること。 ＜管理方針＞ ア．路傍駐車場等の展望地周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等を積極的に行い、展望の確保に努めること。 イ．道路沿線に設置する案内標識等は、可能な限りデザイン、規格等の統一を図ること。

道路(歩道)	＜基本方針＞ 伊勢志摩地域の人々の営みと自然が織りなす里山里海の風致景観を観賞するために必要な施設として、展望地からの眺望を確保し、必要な箇所に解説施設等を整備する。 ＜施設の基準＞ ①工法等 土地の改変等については必要最小限とすること。 ②標識類 ア．位置及び規模 原則として主たる展望方向には設置しないこと。ただし、当該標識類の規模が展望に支障のない場合はこの限りでない。 イ．材料 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。ただし、耐久性、耐候性の観点から鋼材等を用いるのが適当と判断される場合はこの限りでない。 ウ．色彩及びデザイン 色彩及びデザインは「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室) における第３部第７章公共標識（サイン類）に沿ったものとすること。 ③付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、建築物の屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とすること。 イ．素材及び色彩 建築物の素材及び色彩は、第２の７「(１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。また、防護柵等は、素材色、焦げ茶色又は暗灰色とすること。 ＜管理方針＞ ア．展望地周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等を積極的に行い、展望の確保に努めること。 イ．自然観察の対象となる植物の保全に留意すること。 ウ．付帯施設等の材料については、木材、自然石等の自然材料を可能な限り使用すること。ただし、耐久性、耐候性の観点から鋼材等を用いるのが適当と判断される場合はこの限りでない。

園地	＜基本方針＞ 　自然探勝、休憩、ピクニック等、自然環境や利用特性に応じた目的に沿った施設として、風致景観の維持を図るものとする。 ＜施設の基準＞ ①建築物 　第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 ②標識類 　標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３　広告物等」の取扱方針と同様とすること。 ③修景緑化 　第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の全行為共通の審査基準「（３）修景緑化」と同様とするほか、以下によること。 ア．既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には生長後の枝葉が展望の支障とならない位置や樹種を選択すること。 イ．取付道路等の法面にやむを得ず擁壁を設ける場合には、必要最小限の規模とし、原則として擁壁の本体又は表面に自然石等の自然材料を用いるか、コンクリート等を用いる場合は自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地等から望見されない位置にある場合はこの限りでない。 ＜管理方針＞ ア．建築物は、周辺の建築物、工作物や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置・意匠とし、特に山稜や丘陵地の近傍においては、規模及び配置を工夫し可能な限り稜線を乱さないよう配慮すること。 イ．ベンチ、野外卓等の材料については、木材、自然石等の自然材料を可能な限り使用すること。ただし、耐久性、耐候性の観点から鋼材等を用いるのが適当と判断される場合はこの限りでない。 ウ．展望地周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等を積極的に行い、展望の確保に努めること。 エ．自然観察の対象となる植物の保全に留意すること。 オ．登茂山集団施設地区及び横山集団施設地区については、施設のデザインの統一を図るとともに、自然解説のための施設の整備、充実

	を図ること。
宿舎	＜基本方針＞ 自然探勝のための滞在拠点として、風致景観の維持を図るとともに、利用者への自然の紹介や公園利用等に係る情報提供等に努めるものとする。 ＜施設の基準＞ ア．建築物については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 イ．建築物の高さについては、当該宿舎事業が過去に認可を受けた建築物（複数の執行者がいる場合は、すべての執行者の建築物）のうち最も高い建築物の高さ又は13mを超えないこと。また、公園計画に位置づけられた道路（車道及び歩道）及び海岸線に面する宿舎にあっては、当該道路及び海側の敷地境界からの壁面後退距離を５m以上確保すること。ただし、既存施設を増改築する場合であって既存施設の壁面後退距離が５m以上確保されていない場合はこの限りでない。 ウ．周辺の建築物、工作物や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置・意匠とすること。 エ．建築物の周囲を修景するに当たっては、既存樹木を活用するとともに在来緑化植物のうち地域性系統の植物（当該場所に適した植物の種苗が入手できない場合はこの限りでないが、外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと）を植栽することにより、周辺の風致景観との調和を図ること。 オ．標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３ 広告物等」の取扱方針と同様とすること。 カ．賢島宿舎については、総建築面積の敷地面積に対する割合は次のとおりとする。 ア）敷地面積が10,000㎡以上のものについては、30％以下 イ）敷地面積が10,000㎡未満のものについては、40％以下 ＜管理方針＞ 山稜や丘陵地の近傍においては、規模及び配置を工夫し、可能な限り稜線を乱さないよう配慮すること。

休憩所	＜基本方針＞ 　公園利用者が食事・休憩の場として利用するとともに、地区周辺の風致景観の観賞や伊勢志摩地域の自然情報の収集ができるよう努めるものとする。 ＜施設の基準＞ ① 位置、規模 　建築物の新築又は増築に当たっては、建築物の高さは原則として当該休憩所事業が過去に認可を受けた建築物を超えない高さ又は周辺の建築物若しくは樹林の高さを超えないものとすること。ただし、位置、配置等を検討し、風致景観の保護上支障がないと判断される場合はこの限りでない。また、公園計画に位置づけられた道路（車道及び歩道）及び海岸線に面する休憩所にあっては、当該道路及び海側の敷地境界からの壁面後退距離を５ｍ以上確保すること。ただし、既存施設を増改築する場合であって既存施設の壁面後退距離が５ｍ以上確保されていない場合はこの限りでない。 ②建築物 　建築物の外部意匠、素材・色彩及び修景緑化については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 ③標識類 　標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３ 広告物等」の取扱方針と同様とすること。
野営場	＜基本方針＞ 　自然探勝、水辺利用、海浜レクリエーション等のための滞在拠点として、風致景観の維持を図りつつ整備・運営を行うものとする。 ＜施設の基準＞ ①建築物 　外部意匠、素材・色彩は、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 ②テントサイト

	配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変等を必要最小限とすること。 ③常設大型テント ア．ドーム型テントを設置する場合は、当該野営場を除く主要な展望地等から望見されない位置に整備すること。ただし、位置、配置等を検討し、風致景観の保護上支障がないと判断される場合はこの限りでない。 イ．反射性のある素材は使用しないこと。ドーム型テントの色彩については高彩度色及び自然の緑と対比の強い高明度色を使用しないこと。その他のテントの色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の②ウと同様とすること。 ウ．行為地の周辺に樹木が多くある場合は、テントの高さは、周囲の樹高を超えない高さとすること。 ④標識類 標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３ 広告物等」の取扱方針と同様とすること。 ⑤修景緑化 第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の全行為共通の審査基準「（３）修景緑化」と同様とするほか、以下によること。 ア．既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には生長後の枝葉が展望の支障とならない位置や樹種を選択すること。 イ．取付道路等の法面にやむを得ず擁壁を設ける場合には、必要最小限の規模とし、原則として擁壁の本体又は表面に自然石等の自然材料を用いるか、コンクリート等を用いる場合は自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地等から望見されない位置にある場合はこの限りでない。 ⑥安全確保 津波浸水想定エリアにテントサイトを設置する場合は、避難路が明確に示されている等、利用者の安全が確保されていること。 ＜管理方針＞ 付帯施設等の材料については、木材、自然石等の自然材料を可能な限り使用すること。ただし、耐久性、耐候性の観点から鋼材等を用いるのが適当と判断される場合はこの限りでない。

運動場	＜基本方針＞ 　スポーツやレクリエーションを主として滞在利用者が楽しむ施設として、風致景観を維持しながら整備・運営を行うものとする。 ＜施設の基準＞ ①規模 　運動施設及びその付帯施設を整備するに当たっては、風致景観の維持を優先した規模とすること。 ②構造及び色彩 　各種運動施設の色彩は、周囲の風致景観と調和したものとすること。 　建築物の外部意匠、素材・色彩は、第２の７「（１）「許可・届出等取扱方針」の「１ （１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 ③標識類 　標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道)」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３ 広告物等」の取扱方針と同様とすること。 ＜管理方針＞ 　付帯施設等の材料については、木材、自然石等の自然材料を可能な限り使用すること。ただし、耐久性、耐候性の観点から鋼材等を用いるのが適当と判断される場合はこの限りでない。
舟遊場	＜基本方針＞ 　ヨット等、海洋レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図る。 ＜管理方針＞ 整備及び運営に当たっては海洋の水質保全に配慮すること
駐車場	＜基本方針＞ 　公園内の利用施設の効果的な運用、他の交通機関の利用等のため、一時的に車両を駐車させる施設として、風致景観を維持しつつ整備・運営を行うものとする。 ＜施設の基準＞

	①建築物 　外部意匠、素材・色彩は第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「１（１）建築物」の取扱方針と同様とすること。 ②標識類 　第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。 ③防護柵 　原則として木材又はこれを模したものとすること。ただし、車止め等、強度確保のためにやむを得ない場合はこの限りでない。なお、色彩は、素材色、焦げ茶色又は暗灰色とすること。 ＜管理方針＞ ア．駐車場内での事故が起こらないよう、車両誘導サインの効果的な表示等に配慮すること。 イ．既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り在来緑化植物のうち地域性系統の植物を使用し外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと。
水族館	＜基本方針＞ 　主に伊勢志摩地域近海に生息する魚介類を展示し、公園利用者の海域の自然環境の理解促進や普及啓発のための施設として、風致景観を維持しつつ整備・運営を行うものとする。 ＜施設の基準＞ 　標識類の位置及び規模並びに材料については、第２の７「（２）公園事業取扱方針」の「道路（歩道）」の取扱方針と同様とすること。標識類の色彩については、第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」の「３　広告物等」の取扱方針と同様とすること。 ＜管理方針＞ ア．道路からの壁面後退距離の確保に努めるとともに、建築物の高さは地形、植生等の条件から風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものとすること。 イ．国立公園の紹介や観光情報の提供等、伊勢志摩地域の広報に努めること。

８．リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項

三重県のリゾート構想における特定施設等の大規模複合施設の取扱いに当たっては、公園の施設計画に基づく公園事業施設として適当なものについては、公園事業として取り扱うこととなり、公園事業とならない施設については、従来と同様に「自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年８月７日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知)」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和４年４月１日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知)」及び第２の７「（１）許可、届出等取扱方針」により取り扱う。

（１）公園事業となる大規模複合施設の取扱い

大規模複合施設のうち、公園事業となるものについては、事業決定に際して「施設地及びその周辺地域の状況資料、施設の整備計画と環境影響予測及びその対策」等に関する資料が必要とされるため、事業執行予定者に対して、環境影響予測調査を行うよう指導する。

なお、環境影響予測調査が適切に実施されるよう、次の事項について調査を行うものとする。

①構想の内容

構想の内容について、環境に重大な影響を及ぼすと予測される要因の把握、公園事業となる施設の特定等の調査を行う。

②調査対象事業の把握

公園事業となる施設の他、公園事業となる施設と一体の開発が行われることになる一連の施設を含めて、調査の対象とするよう指導する。

③実施主体

調査の実施主体を明確にする。

④調査の内容

既存の技術指針、調査事例等を参考に、調査対象地域、調査項目、調査方法、調査期間等について調整を図る。

⑤代案、保全対策

環境影響予測の結果を基に、施設群の配置、規模、敷地の造成等について、代案、保全対策の必要性を検討する。

さらに、施設設計に際しては、各施設の形状、色彩、材質、デザイン及び修景の方法等について、本管理計画の第２の７（２）「公園事業取扱方針」により指導するものとする。

また、事業実施後の環境への影響について、適切なモニタリングが行われるよう事業執行者を指導するものとする。

（２）公園事業とならない大規模複合施設の取扱い

公園事業とならない大規模複合施設については、「自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基

準)」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年８月７日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知)」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和４年４月１日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知)」及び第２の７（１）「許可、届出等取扱方針」により指導するものとする。

施設群が１ha 以上の面的広がりを持つ場合には、自然公園法施行規則第 10 条第３項に基づき事前に総合調査を実施し、資料を添付する必要があるので、適切な調査が実施されるよう指導するものとする。

（３）普通地域内における大規模複合施設の取扱い

普通地域内における大規模複合施設については、第２の７（１）「イ．普通地域」により取り扱い、風景の保護のため、適切な保全対策が取られるよう指導するものとする。

第３．適正な公園利用の推進に関する事項

１．基本方針

（１）全体方針

自然公園の目的は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第１条に規定されているように「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資すること」とされている。

また、環境基本法（平成５年法律第 91 号）においては、国の施策に係る指針として第 14 条第３号に「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」、環境基本計画（平成 18 年環境省告示第 84 号）では自然との共生のために、「自然とのふれあい」の必要性が位置づけられている。

そのほかにも、自然保護憲章（昭和 49 年６月）に自然と親しむことの必要性や、第３次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月）では自然とのふれあいの場の確保や機会の提供等の各種施策推進の必要性等が多様性確保の上でも重要であること、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）では自然環境学習の重要性やその効果的な実施に当たっては自然体験等への参画の必要性について明記されている。

また、我が国の国民経済の発展及び国際相互理解の増進等の目的から、観光立国の実現に向けた観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）の制定やエコツーリズムの推進に向けた各種取組も進んでいる。

伊勢志摩国立公園は、近隣に大阪や名古屋等の大都市圏を抱え、年間約 1,000 万人の利用者が訪れる利用頻度の高い国立公園である。その利用形態の特色としては、伊勢参りや民間水族館並びに大規模遊戯施設の利用等を対象とする観光的利用がそのほとんどであり、自然公園としての利用としてはリアス式海岸等の自然風景の展望・ハイキング利用及び海とのふれあい利用等に留まる。

今後伊勢志摩国立公園の特色を生かした魅力ある国立公園づくりを推進し、国立公園としての機能を十分発揮させ、その魅力を内外に発信することを通じて、上記関係法令等を踏まえ、適正な国立公園の利用を推進する。

また、利用の推進に当たっては、多様な主体と協働し、以下の方針に基づき総合的に各種取組を図るものとする。

１）利用資源の発掘・保全

伊勢志摩国立公園の利用資質となっている自然、歴史及び文化資源については、日頃よりその現状把握に努め、時代の流れに適切に対応しながらその適正な利用を図り、既存の資源の把握にとどまらず地域の特性を活かした新たな利用資源の発掘を図る。

また、利用資源については、持続可能な形で利用されるよう適切に保全し、周辺環境も含めた保全活動を積極的に行い、その魅力向上を図る。

２）情報の発信

自然環境等の状況及び利用方法等に関する情報は、関係機関及び関連施設での広報、新聞並びにホームページ等、様々な手段を通じて本国立公園を利用しようとする者に対して適切に発信し、利用の促進を図る。

また、本国立公園の利用者に対しては、ビジターセンター等の施設を中核とし、伊勢志摩の自然環境の展示や利用拠点の案内を行うとともに、関係機関が連携し、伊勢志摩の総合的な利用情報発信・広報を図る。

さらに、情報発信に当たっては、利用者が求める情報の把握に努め、そのニーズに合う情報を提供し利用者を受入れ側が利用者に伝えたい情報を速やかかつ多様な利用者に対して容易に理解できるよう工夫して提供する。

３）ソフトインフラの整備

多様な利用者のニーズに応えるため、利用施設の整備に努めるとともに、その利便性の向上と円滑な公園利用を図るため、パークボランティア、自然公園指導員、民間団体の認定する自然観察ガイド及び地方自治体の認定する観光ガイド等、利用の案内役を務める人材同士の連携に努めるとともに、利用に関わる人材の確保及び伊勢志摩の特性を活かした人材育成を積極的に行う。

また、行事等の運営に当たっては、利用者が安全かつ安心して参加できるよう、安全対策にかかるマニュアルの整備を図り、その安全体制を整える。

さらに、受け入れ態勢の底上げを図るため、公園事業執行者をはじめとした公園関係者も利用者に対する基本的な接遇を行うことができるよう研修の実施や指導に努める。

４）適正な利用の推進

自然や風致景観等、利用資源の保全のため、利用ルールの遵守、ゴミの持ち帰り等、適正な利用が行われるよう関係者の意識の向上を図るとともに、必要な事項について整理し、様々な場において普及活動を行う等、積極的な取組に努める。

５）関係機関等の連携

適正な公園利用の推進に当たっては、関係行政機関、観光関係機関、公園事業執行者、観光事業者、ボランティア団体、住民等が各々の役割を果たしつつ、相乗的な効果を上げるため連携して取り組む。

（２）各地区ごとの方針

１）伊勢管理計画区

伊勢神宮や古くからの景勝地となっている二見浦が利用の中心となっている当該地区は、本公園のなかで最も利用者の集中する地区である。

伊勢神宮周辺では、宮域林等の荘厳な雰囲気や二見浦の海岸沿いを散策等により多くの利用者が楽しんでいる。

また、当該地区を起点とした車道や鉄道が複数路線のびており、他地区への移動・誘導の要

衝となっている。

本公園で最も標高が高い朝熊山（555m）は、伊勢と鳥羽を結ぶ朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）〔通称：伊勢志摩スカイライン〕及び近畿自然歩道沿いに位置し、鳥羽湾や三河湾を望むことができる好展望地となっている。

また鳥類等の野生生物の渡りのルートにも架かっていることから、自然観察のポイントとしても利用されている。

当計画区は、本公園で最も利用の集中する箇所であり、適正な公園利用を普及する拠点として情報の普及に努める。

また、寺社や遺跡等、歴史的な資源も多く、伊勢神宮の参拝利用だけではなく自然と歴史・文化資源を活用した利用の推進を図るとともに、他地区への誘導を図り、伊勢志摩の魅力を広く知ってもらう玄関口としての機能を高めるため、既存観光施設等において関係市町での連携した広報活動を図る。

２）鳥羽管理計画区

車道や鉄道が整備されているとともに、島巡りの船舶やフェリーの発着場がある等、陸と海の交通の要衝となっており、鳥羽より伊勢方面と志摩方面を結ぶ連結点としての地利を有している地区である。鳥羽ビジターセンター、鳥羽水族館、海の博物館、ミキモト真珠島といった施設が整備されているほか、宿泊施設等も多く、特に鳥羽港の周辺に利用者が集中している。

公園利用施設として近畿自然歩道も数多く整備されているほか、公園計画にはないウォーキングコースも数多くあり、史跡、鳥羽湾や里山の風景を楽しみながらの散策利用もなされている。

当計画区では、鳥羽へ誘導された利用者が、より深く伊勢志摩を体験したくなるよう各種施設により伊勢志摩の資源を紹介するとともに、鳥羽湾の島々の豊かな自然や歴史・文化を活かしたエコツーリズムの推進、ビジターセンターを拠点とした各種イベントの企画・情報発信等の積極的な展開を図る。

３）志摩管理計画区

英虞湾や的矢湾等の地形を活かした真珠やカキの養殖業が盛んであるとともに、京阪神・中京方面からの近畿日本鉄道の乗り入れにより、賢島を中心として古くから観光地として発展してきた地区である。２つの集団施設地区を抱えるほか、宿泊施設や水族館、ビジターセンター等の施設が整備されている。

また、英虞湾の多島海風景を楽しむ利用のほか太平洋側では海水浴やサーフィン等、様々なマリンスポーツの利用も多い。

当計画区では、地域の産業との調整を図りつつ、既存の利用施設や地域の資源を活かした自然解説・体験活動等をさらに推進する。

そのため、魅力的なプログラムの開発、定期的な活動の提供を図り、積極的な情報発信を行い、利用者層の拡大を図る。

３）－１登茂山集団施設地区

英虞湾に突出した半島からなり、英虞湾を望む好展望地となっている。第 19 回自然公園大会（昭和 52 年）を機に、園地、広場、キャンプ場、自然観察路、展望台等の公園利用施設が集約的に整備され、多くの利用者が訪れている。自然観察、海辺の利用（シーカヤック等）の野外活動が盛んであるとともに、様々な自然体験プログラムの提供がなされている。今後とも、自然体験活動を中心とした主要な利用拠点として、利用の推進を図る。

３）－２横山集団施設地区

英虞湾の北方に位置する横山の東端部に位置し、ビジターセンター、展望台、広場等が整備されており、英虞湾を望む好展望地として利用されている。

ビジターセンターでは地域の自然や文化等の情報発信を行うとともに、自然観察会等の野外活動の拠点として機能しており、今後はその機能の充実を図るとともに、伊勢志摩の情報集約・発信の拠点として機能するよう、人材の育成やホームページ等の整備を図る。

４）南伊勢管理計画区

五ヶ所湾を中心とし、熊野灘に面した切り立ったリアス式海岸の自然海岸風景を楽しむ利用が多く、近畿自然歩道の整備等が行われている。

当計画区では他地区より開発の度合いが低いため、落ち着いた自然風景を楽しむ眺望・散策利用が多く、今後とも歩道・園地等の整備を進めるとともに、あらたな利用であるダイビング等の海辺の利用や将来の利用動線の変更を見込んだ上で、計画区の保全と併せた利用の推進を図る。

２．利用方法に関する事項

（１）主な公園利用

１）ドライブ及び眺望利用

本公園では、都市圏からの来訪が利用者の多くを占め、車（特にマイカー）利用が多く見込まれることから、利用拠点同士を結ぶ機能の推進、展望地等、利用拠点への誘導を図り、利用者が伊勢志摩国立公園の風景美を容易に楽しめるようにする。利用者の大半が、国立公園の利用を意識していないことが多いと想定されるため、国立公園内にいることが容易に理解できるよう、公園の入り口部分や園地や展望地等において標識等を整備するとともに、車道沿いや展望地における展望の確保を図るため、定期的に点検し、草刈、樹木の剪定等、維持管理に努める。

利用者に対しては、単なるドライブや展望に終わらないよう、休憩所や立ち寄り箇所等においてさらに伊勢志摩の自然や文化の体験活動へと誘導できるよう、展示施設や体験プログラムの案内等の広報に努め、より深い公園利用への誘導を図る。

２）歩道等の散策

歩くことは、環境にやさしいとともに健康の増進に役立ち、自然や文化とのふれあいには格好の手段であることから、近畿自然歩道をはじめとする歩道の活用を推進する。既にウォーキング活動の高まりを受けて伊勢志摩国立公園における歩道ルートの整備が行われており、その一層の広報と利用の促進を図る。

また、歩道設置者が中心となり関係機関と連携して、利用者が安全に利用ができるよう道標や解説版等、必要最小限の整備を行うとともに、関係者の協力を得て、定期的な施設の安全点検、美化清掃、利用マナーの普及を図る。

基本的に自然とのふれあいを楽しもうとする意識を有する利用者が多いことが想定されるため、利用に当たっての基本的なマナーを周知するとともに、さらなる関心を引き起こすため、歩道沿線の自然や文化についての説明や案内を図り、ホームページ等を用いて情報発信に努める。

３）自然観察会等の行事参加

伊勢志摩国立公園内の各地域の自然や文化を体験し、より深く知るために、自然観察会等のイベントを積極的に実施する。行事の実施に当たっては、国・県・関係市町・地元団体等が主体的に実施し、行事参加者層の拡大やリピート率を向上させるため、地域資源を活かした多彩なイベントを地域バランスも考慮し、関係機関連携のもとで企画するよう努める。

企画に当たっては、意識調査等により利用者のニーズを踏まえ、集客力や普及力の高いものを企画するように努めるとともに、実施に当たっては、利用者の安全確保及び資源の保全には十分に留意する。

基本的に自然とのより深いふれあいを求めて参加する利用者が多いことから、将来的には公園利用の推進を図るためのサポーターとして参加者の中から人材育成を図ることも意識しつつ、基本的な利用のルールについての理解を高めるとともに、人材の受け入れ体制についても広く広報を図ることとする。

４）海水浴・マリンスポーツ等の海辺利用

本公園にはすぐれた海浜が多く、海水浴やサーフィン等が盛んに行われている。

また、英虞湾を中心としたシーカヤックや方座浦周辺におけるダイビング等のあらたな利用も見られる。海辺の利用に当たっては、各種条例の遵守・産業との調整を図りながら行うことはもちろん、特に水難事故の防止に努め、安全利用の促進を図る。

さらに、海辺の環境を保全するため、海岸部のみならず川や森等の陸域も含めた美化意識の向上を図るための普及啓発やシーズンに先駆けた美化清掃活動等による環境保全に努める。

利用者の自然公園に対する意識は高くないことが想定されることから、行政機関を主導とした各種利用の推進が必要であり、様々な媒体を通じて伊勢志摩国立公園であること、利用資源が地域の宝であることを普及啓発し、適正な利用が推進されるよう広報に努める。

（２）自然とのふれあい活動

自然とのふれあいは、自然への理解を深めるとともに自然保護の精神を育むものであることか

ら、これを積極的に推進する。「みどりの月間（４／15～５／14)」や環境省が主唱する「自然に親しむ運動(７／21～８／20)」、「自然公園クリーンデー（８月第１日曜日)」及び「全国・自然歩道を歩こう月間（10 月)」については、当該機関を中心として各主体による自然ふれあい活動への取り組みを推進するものである。当該期間に当たっては、以下の方針に基づき活動を行うのはもちろんのこと、期間以外においても当公園内における自然とのふれあい活動を四季折々の素材を活かしながら行ってゆくこととする。ビジターセンターは自然ふれあい活動の拠点施設として位置づけ、公園内の資源を活かしながら、多彩なプログラムを積極的に展開する。

また、自然解説活動はパークボランティア、自然公園指導員をはじめ、地域の活動団体等の協力を得ながら推進することとする。

１）みどりの月間

「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」という趣旨を広く一般の人々に呼びかけることを目的とし、５月４日（みどりの日）を含む４月 15 日から５月 14 日までの「みどりの月間」では、「自然とのふれあい」をテーマに、横山ビジターセンター等において自然観察会やハイキング等、自然とふれあう様々な行事を実施している。今後も関係機関の協力を得ながら、その趣旨を広く普及し、自然環境保全の気運を高めるため、積極的にイベントを展開する。

２）自然に親しむ運動

昭和 25 年に始まった「自然に親しむ運動」（当時：自然に親しむ厚生運動）は、毎年７月 21 日から８月 20 日を「自然に親しむ運動」期間として、全国で多彩なイベントが開催されている。本公園においては、志摩自然保護官事務所、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会、関係市町等の主催により多彩なイベントが開催されており、今後も当該期間を強化期間として継続した運動の実施に努める。

また、期間以外にもシーズンを通して自然に親しめるようなプログラムの企画を図る。

３）自然公園クリーンデー

全国の自然公園を対象に大規模な美化清掃活動を展開することにより、自然公園の美化思想をより広く普及させることを目的として、８月の第１週日曜日を「自然公園クリーンデー」としており、伊勢志摩国立公園においても利用シーズン前の清掃活動として毎年実施している。

夏期が利用の最盛期にも当たることから、広く沿岸域を中心にゴミの持ち帰り運動等、広報に努め、美化運動の気運を高めると共に、その実施に併せて自然と親しむことの大切さについても普及啓発に努める。

また、その成果を記録し情報の提供に努めることとする。

４）全国・自然歩道を歩こう月間

平成４年に始まった「全国・自然歩道を歩こう月間」では、毎年 10 月に長距離自然歩道をはじめとする自然歩道を歩くイベントが、全国各地で開催されている。

本公園においても、近畿自然歩道をはじめとした多くの歩道があり、平成 18 年に伊勢志摩で実施された第 48 回自然公園大会に際して、これらも含めて伊勢志摩国立公園内のウォーキングルート「伊勢志摩ウォーキング 60」が紹介された。今後その広報を図るとともに、これらを利用したイベントを積極的に展開し、伊勢志摩の自然や文化とのふれいあいの機会の増進を図る。

（3）エコツーリズム

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方で、エコツアーとは、この考え方を実践するための手法であり、環境保全、観光振興、地域振興等の効果が期待される。国立公園においてもエコツーリズムの推進を積極的に図っているが、本公園は地域資源、利用特性、将来の利用のあり方等、利用と保全の両立を考えた上で行うことが重要である。

伊勢志摩地域において、環境省が推進しているエコツーリズムの基本的考え方が浸透しているかについて明らかとなっていないが、地域の自然や文化に対する知識や経験の案内（ガイダンス）と、地域の自然や文化を保全・維持するための取り組み（ルール）を整理する必要がある。

また、整理されたエコツーリズムの考え方を地域の方が理解・実践できるように周知・誘導を図りその定着に向けた取り組みを行うよう努める。

（4）子どもパークレンジャー

平成 11 年度より環境省と文部科学省の連携事業として始まった「子どもパークレンジャー事業」は、小・中学生を対象に、レンジャー（自然保護官）業務の体験を通して、自然とのふれあい、環境の大切さ、社会への貢献の心を学んでもらおうとするものである。

本公園内においては、平成 12 年より実施しており、将来の環境保全を担う多くの子どもたちに自然体験の機会を提供してきている。今後もより多くの子ども達に体験をしてもらえるよう、事業の継続を図るとともに、より多くの子ども達にプログラムの提供を図ることができるよう、関係機関等と連携し、本事業の適正かつ効果的な実施を図る。

（5）安全対策

1）安全対策マニュアル

自然公園内での自然解説活動における事故の事例が近年報告されている中、どのような小規模の活動であっても事前の体制、活動中の安全の確保は必要不可欠である。

現在、横山ビジターセンターを拠点とした自然観察会等が実施されていることから、各種活動に際しての安全対策マニュアルを早急に整備する必要があり、早期に自然観察活動を行う際の安全対策マニュアルの整備を進め、利用者の安全確保に努める。

また、自然観察等を行い、適正な利用の推進に当たる者に対しても、広くその重要性の周知を図ってゆく必要があり、自然解説活動のみならず、各種利用活動に当たっての危機管理体制整備・安全対策マニュアルの整備を利用活動を企画、実施する者に対して広く呼びかける。

さらに、利用活動を実施する側だけでなく、受ける側も十分に理解することも必要なことか

ら、安全対策に対する普及啓発や策定された安全対策マニュアルについては十分広報を図る。

２）利用施設の点検

利用施設の設置者は、当該施設が快適かつ安全に利用できるように、日頃から適正な施設の管理に努めなければならない。環境省直轄施設については、各施設の点検マニュアルを作成し、施設の安全確保に努め、その他の施設設置者に対しては、定期的な点検と点検マニュアルの整備を呼びかける。

また、点検に当たっては記録を残し、維持修繕が必要なものが発見された場合には、速やかに安全対策を講じることとする。

３．人材育成に関する事項

（１）パークボランティア

パークボランティアは、国立公園の自然を守り、公園を訪れる利用者が自然とふれあい、親しめるような案内等を行い、それらの活動を通じて自然保護思想の普及を図るため、環境省が登録認定を行っているものである。本公園においては、横山ビジターセンターを活動拠点として、伊勢志摩国立公園パークボランティア（平成 11 年～）がある。「伊勢志摩国立公園パークボランティア活動運営基本計画」に基づき活動を実施し、横山ビジターセンターで行われている自然解説活動のサポートの他に、自然情報の収集及び発信、美化清掃、利用施設の軽微な維持管理作業等を行っている。

今後、活動の充実を図るため、メンバーの適正な増員を図るとともに研修会等を通した自然解説等の技術の向上を図ってゆく。

さらに、ボランティアとして自立した活動を支援するため、他の自然保護団体との交流、活動部会の設置等によるボランティアによる自発的な活動の推進を図る。

（２）自然公園指導員

自然公園指導員は国立公園等において自然保護官等と連携しながら、「公園利用のルール・マナーの徹底」、「自然解説活動」、「事故防止」及び「情報の提供」を行うもので、環境省自然環境局長の委嘱によるボランティアである。

今後、活動の充実を図るため、環境省及び指導員相互の情報交換、意見交換のための場及び研修会を定期的に開催し、伊勢志摩国立公園における各種取組や他の活動団体の状況についての情報を共有し、積極的な活動の推進を図る。

（３）その他

伊勢志摩国立公園を活動範囲として自然保護、自然解説、エコツアーを実施している団体や公園事業者は、広く伊勢志摩の利用を適正に推進する人材としてその把握に努め、必要に応じて各種講演会等、公園の適正利用に資すると思われる事業の案内等を行い、その育成を図る。

そのほかに、パークボランティアや自然公園指導員等との情報の共有の機会や場を設けること

を検討し、行政機関のみならず民間団体同士の総合的な連携を図れる体制の整備を図る。

４．利用施設に関する事項

（１）ユニバーサルデザインの導入

公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザインを導入するものとする。

また、既存施設についても、改修や再整備時に積極的にユニバーサルデザインを導入するものとする。

なお、ユニバーサルデザインの検討に当たっては、ハードのみならず、ソフト面での対応についても考慮することとする。

（２）ビジターセンター

本公園には環境省が整備した横山ビジターセンター、三重県が整備した鳥羽ビジターセンター及び登茂山ビジターセンターの３施設ある。

これらの施設は本公園の自然、歴史・文化、交通等の情報提供を行っているほか、利用者の休憩、情報交換の場、自然解説活動の拠点施設としても活用されている。ビジターセンターは国立公園の利用上、公園の玄関口・利用の導入役となる重要な施設であることから、それぞれの施設における主要な役割を明確にしながら、お互いの機能の連携を図り、伊勢志摩に訪れる多様な利用者ニーズに幅広く対応できるよう適切な整備・運営を図る。

特に、横山ビジターセンターは、「風景を眺望する国立公園」から「自然や地域の人々の中に身を置き、ふれあう国立公園」とするための「ふれあい活動の拠点」として、また、活動プログラムや情報の共有を目的とした「ふれあいネットワークの中核施設」として平成８年から平成10年にかけて整備されたものである。鳥羽ビジターセンターは、昭和46年に建設され、伊勢志摩国立公園の自然の営み、風景や人文をわかりやすく解説し、科学的知識と自然保護の重要性や正しい利用方法等を啓発することを目的としたものである。今後もこれらの基本方針にのっとり継続して運営を図ってゆく。

ビジターセンターの機能を高め、より多くの人々に利用をしてもらえるよう、国際化対応（３カ国語表記等)、補助犬同伴、筆談器の導入等の福祉環境等にも対応した整備の充実を図る。

１）情報収集・情報提供

ビジターセンターでは各種情報の提供を行い、適正な利用を推進するため運営されているが、これらの目的を達成するためには、ビジターセンター（ホームページ含む。）に訪れてもらうことが必要である。

そのためには、伊勢志摩を訪れようとしている人たちが、何を目的とし、どのような情報を必要としているのかを把握したうえで、情報提供する必要がある。

また、来館を誘導するためには必要とされる情報や季節に応じた地元の話題をきめ細かく提供することも重要であるが、地利条件等からその利用動線を的確に把握し、来館者の利用形態を把握することも必要である。

以上より、ビジターセンターの目的を効果的に達成するため、ビジターセンター利用者に対してアンケート等を実施し、その利用動態・ニーズを把握したうえで、得られた情報をさらに分析し、各種事業に反映を図る。

施設における展示情報は、設置されている地域の情報だけでなく国立公園全体の自然情報、地理情報、歴史情報、交通情報を可能な限り展示するとともに必要に応じて改修を行い、掲示板等でリアルタイム情報の提供や地域の活動情報等、利用者に対して速やかに情報提供するよう努める。

また、各ビジターセンターで行われている自然解説活動等が、多くの利用者に伝わるよう、ホームページやマスコミ、宿泊施設、交通機関等で年間行事計画及び各活動計画等、積極的に情報提供する。

２）行事の企画・運営

ビジターセンターを自然解説活動の拠点施設として活用する。各種イベントについては、ビジターセンター主催の行事はもちろん、スペースを提供することにより第三者の活動に利用することも含め、広く利用を呼びかけ、行事の開催を促進する。

また、ビジターセンターの職員や企画に当たる人材に対しては、その企画能力向上のための研修や情報収集を行うこととする。

ビジターセンター利用者より得られた情報は、利用者のニーズと提供者側の目的と適合するような効果的なプログラムを企画するため等、ビジターの運営に寄与するよう有効に活用を図る。

（３）その他の公園事業施設

ビジターセンターのみならず公園事業施設として認可・承認等を受けている者については、当該施設を活用した利用者に対する情報発信を行う等、利用の促進を図る。

また、簡易な伊勢志摩国立公園の趣旨や国立公園における利用のあり方、地域の情報について常日頃より利用者に対して説明できるよう、観光関係機関と連携した公園施設従事者の育成を図ることとする。

さらに、より多くの人々に利用をしてもらえるよう、国際化対応（３カ国語表記等)、補助犬同伴、筆談器の導入等の福祉環境等に対応できるよう、機会のある毎に関係機関に呼びかける。

なお、環境省所管施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性に関する基準」等を参考に、風致景観にも配慮した上で、環境保全対策を推進する。

５．利用の適正化に関する事項

（１）利用の規制

１）乗入れ規制

アカウミガメの産卵地の保護を図るため、志摩市の日和浜、参宮浜、広の浜といった産卵地となっている砂浜への車馬等の乗り入れが規制されている。希少な動物の保護のため、地元住民の乗り入れ規制に対する十分な理解を得ながら、関係機関と協力して標識の設置、啓発リー

フレットの配布等を行うとともに、公園利用者への周知を図り自然環境の保全と適正な利用の推進を図る。

（２）利用の適正化

１）ゴミの持ち帰り

自然公園法第 37 条第１項第１号に基づき、伊勢志摩国立公園の快適な利用を図るために、ゴミの散乱を防止し清潔の保持を図る。このため、関係機関と連携して、主要な利用拠点を中心に利用シーズン前の美化清掃活動を実施するよう呼びかける。

また、標識、パンフレット、マスコミ等を活用し、公園利用者や事業者に対してもゴミの持ち帰りを呼びかけ美化意識の向上を図る。

２）公園利用のルール

国立公園を快適に利用し、その自然環境等、利用資源の保全を図るためには、利用のルールが必要である。

現在、伊勢志摩を利用するに当たって全般的なルールの策定自体はされてはいないが、今後利用の適正化をより推進するため、個別分野ごとにルールの策定を検討する。

策定に当たっては、関係機関との協議のもとに策定し、速やかに普及啓発ができるような体制を整えることとするが、常日頃より速やかな対応がとれるよう他地区の事例収集や関係機関との情報の共有体制の整備を図る。

６．利用統計に関する事項

関係機関は、効果的な利用方策を策定することができるようにするため、伊勢志摩国立公園に関係する利用統計の体系的な整備を図る。統計情報の収集については、公園事業施設を中心とした各利用施設の利用者数、利用動態等をアンケート等の手法を通じて集約的に得ることができるよう努める。

また、得られた情報については、市町単位等、汎用性を高めるために整理・分析し、各種施策に生かすことはもちろんのこと、ビジターセンターやホームページ等を通じて広く公表する。

第４．地域の修景に関する事項

１．修景緑化

（１）基本方針

三重県、関係市町等と協力して緑化思想の普及啓発に努めるものとする。

また、開発行為に際しては既存植生の保全活用に留意することとし、主要道路沿線、開発に伴う裸地等において伊勢志摩地域に自然に分布する種により積極的に修景緑化を図るものとする。

（２）推進方法

１）道路沿線については、道路管理者に対し協力を要請するものとする。

２）許認可等の申請に際し積極的に指導を行うものとする。

３）主要道路沿線において整備される小公園（三重県アメニティーロード事業等）については、適正な修景植栽が行われるよう指導するものとする。

４）（社）ゴルファーの緑化促進協力会（G．G．G）等の協力金による緑化事業については、適正に実施されるよう指導するものとする。

２．屋外広告物の整理

（１）基本方針

三重県、関係市町と協力して主要道路沿線の屋外広告物の整理、デザインの統一等の方策を検討する。市街地、集落等については国立公園にふさわしい町並みづくりが重要な課題であるが、屋外広告物の整理についても、町並みづくりの一環として検討が進められるよう関係市町に要請するものとする。

（２）三重県屋外広告物条例

三重県の屋外広告物条例に基づく指導との連携を図り、協力して屋外広告物の整理に努めるものとする。

（３）既設電柱看板の撤去

既設の電柱看板については、鵜方～浜島間の特別地域内の県道沿線から、順次撤去を進めているところである。指導を継続するとともに、普通地域についても、モデル地区を設定する等の検討を進めるものとする。

第５　その他・参考資料

１．主要な展望地位置図

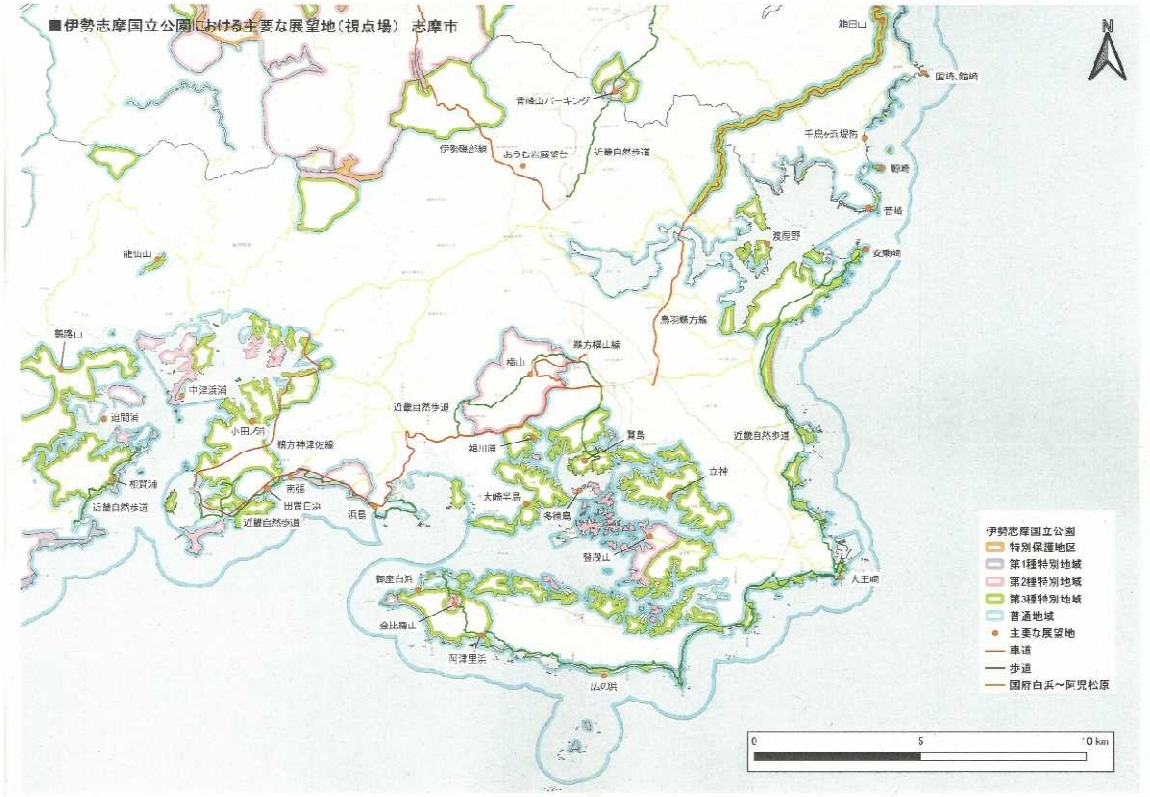

■伊勢志摩国立公園における主要な展望地（視点場） 南伊勢町

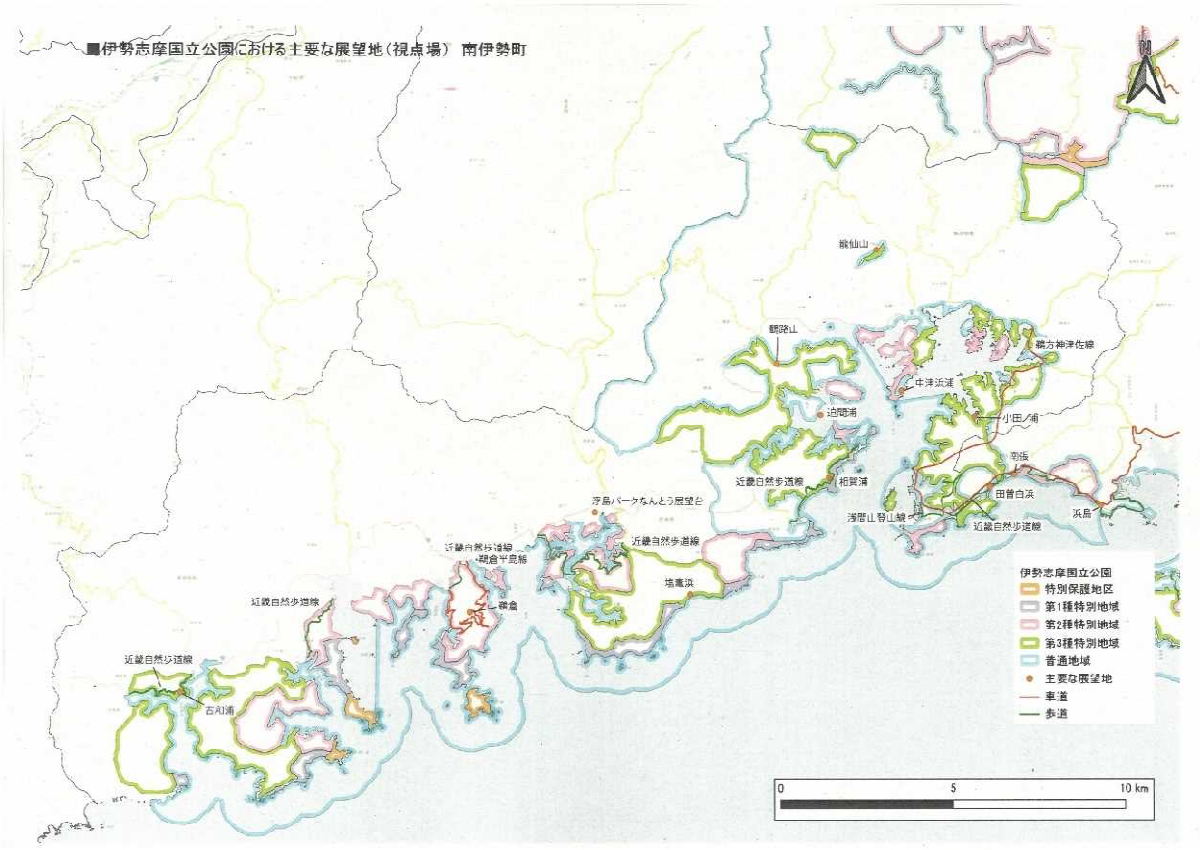

２.「行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」に記載のある色彩の範囲

第２　７.「行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」の「（１）許可、届出等取扱方針」及び「（２）公園事業取扱方針」において記載している工作物等の色名について、マンセル表色系における範囲を以下に示す。なお、ここに示すマンセル表色系の範囲は審査基準とするものではなく、色名の概略の範囲を参考として示すものである。

なお、支柱や電柱等に焦げ茶色を使用する場合は、彩度を１以下とすることが望ましい。

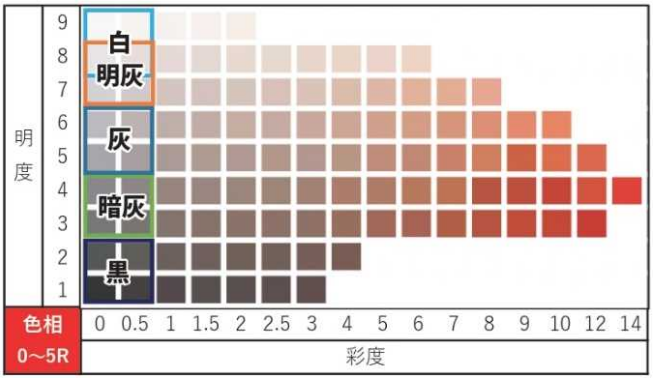

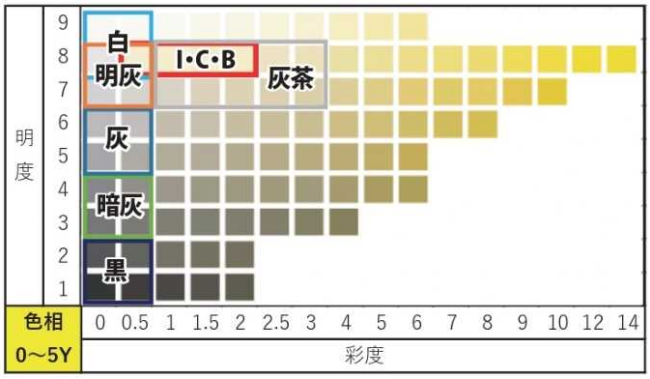

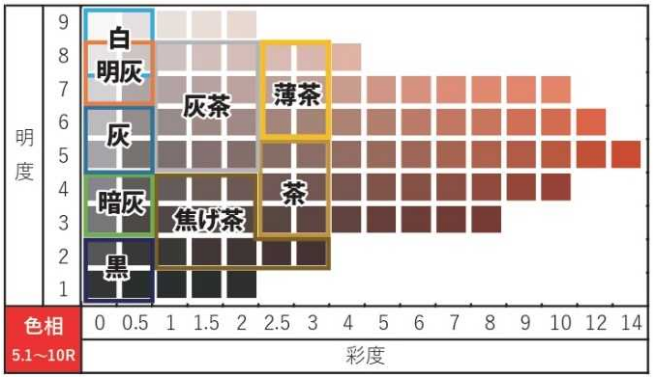

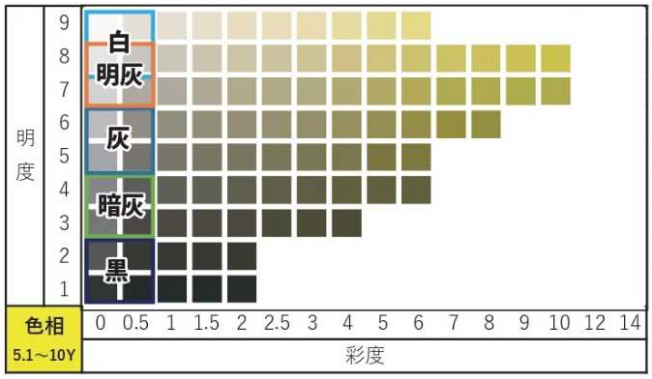

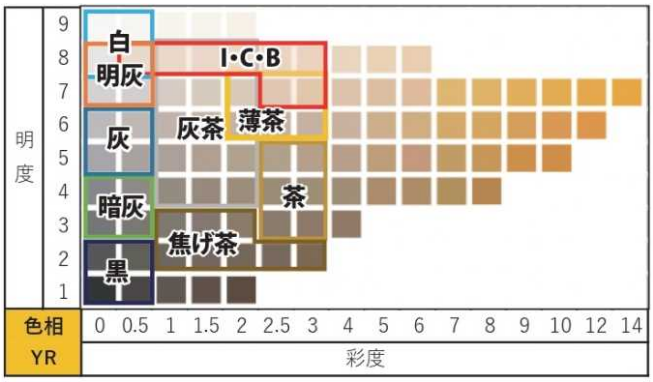

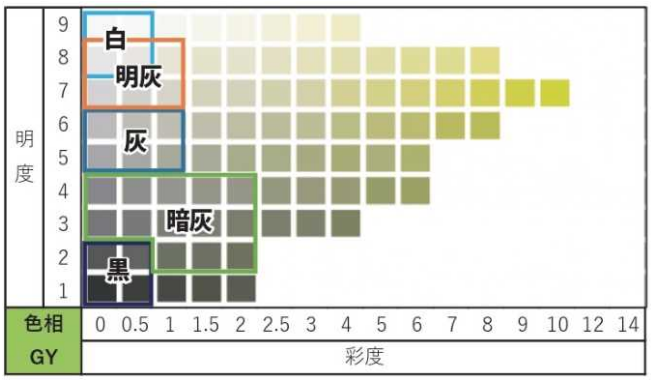

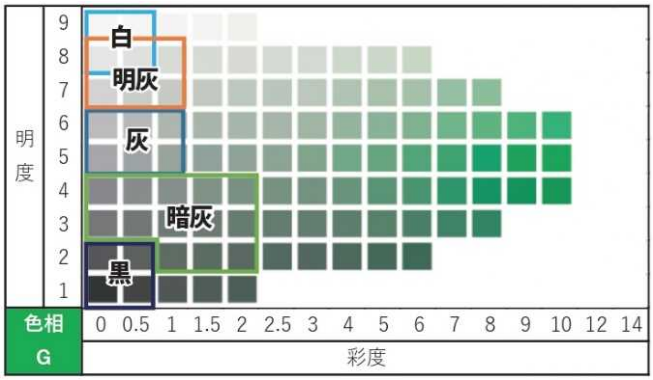

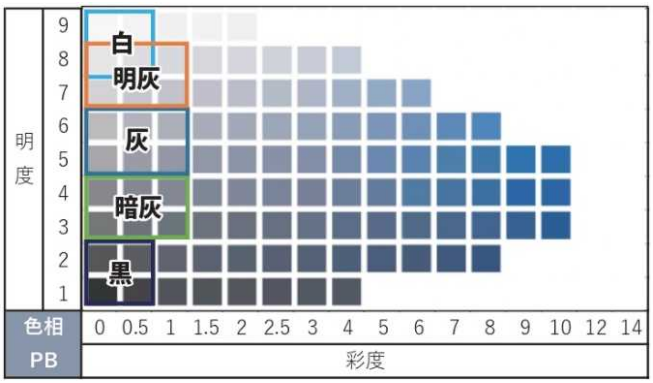

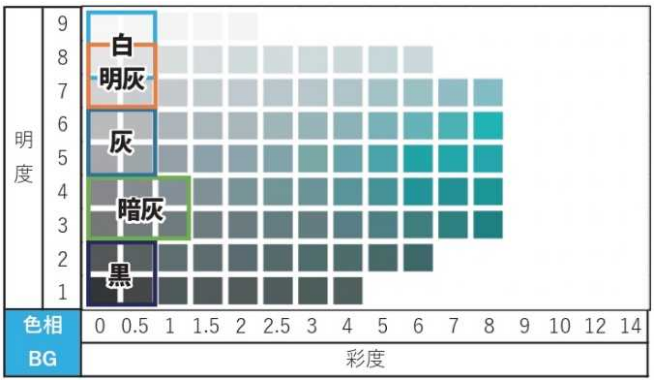

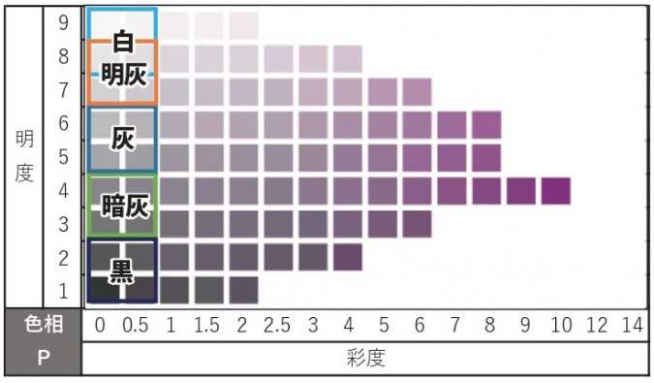

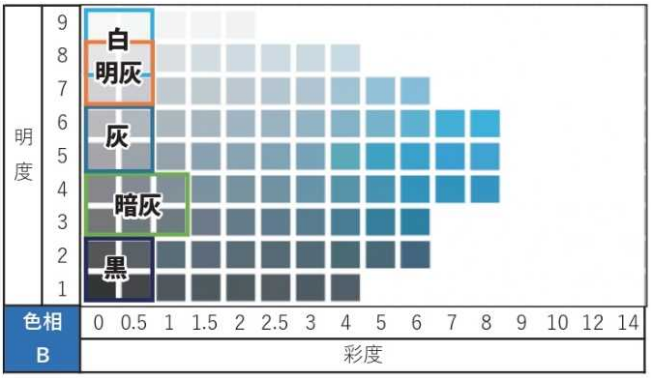

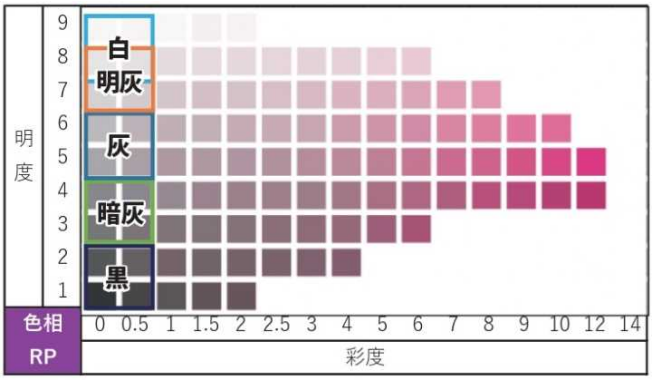

注）上に示す色彩は、印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。

３．自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容
第１項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第１号	設置期間が３年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第２号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。 イ　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区 ロ　第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第１項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第１項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （１）　高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２）　野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３）　地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４）　優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第６号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第１号、第５号及び第６号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 第１号　設置期間が３年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第６号　当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこと とされているものであること。
第２項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和 50 年４月１日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定された場合にあっては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法第 20 条第３項、第 21 条第３項又は第 22 条第 3 項の規定による許可の申請をした分譲地等（第４項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。 第１項第３号　当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第１項第４号　当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第４項及び第６項において同じ。）が 13m（その高さが現に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		ただし書	既存建築物の改築等であって、前項第５号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 既存建築物の改築等　既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第３項	工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前２項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第１項第３号　当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第１項第４号　当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		ただし書	前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 前項ただし書に規定する行為　既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第４項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が２棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前３項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第１項第３号　当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第１項第４号　当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第１号	保存緑地（第９項第４号及び第５号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。
		第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10m を超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第３号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第４号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が 1000 ㎡以上であること。
		第５号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 ㎡以上であること。
		第６号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第６項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第２条第１項第４号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地種区分　総建築面積の敷地面積に対する割合　総延べ面積の敷地面積に対する割合

			第２種特別地域	20%以下	40%以下
			第３種特別地域	20%以下	60%以下
		第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。		
		第８号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。		
		第９号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離れていること。		
		第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。		
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。		
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第５項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日（昭和 50 年４月１日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定された場合にあっては、当該指定の日。））前にその造成に係る行為について法第 20 条第３項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第 20 条第６項、第 21 条第６項若しくは第 22 条第６項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第１項から第３項までの規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第４項第１号	保存緑地において行われるものでないこと。		
			第４項第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第１号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第２条第１項第２号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が 2000 ㎡以下であること。		
		第２号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
			第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満	10%以下	20%以下
			第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満	15%以下	30%以下
			第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上	20%以下	40%以下
			第３種特別地域	20%以下	60%以下
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第６項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第４項第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。	
			第４項第９号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離れていること。	
			第４項第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。	
			第４項第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。	
		第１号	当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第２号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
			第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満	10%以下	20%以下
			第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満	15%以下	30%以下
			第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上	20%以下	40%以下
			第３種特別地域	20%以下	60%以下
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著し

								く不調和でないこと。
第７項	工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築	第１号	特別保護地区又は第１項第２号ロ（１）から（４）までに掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるものでないこと。 第１項第２号ロ（１）　高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２）　野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３）　地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４）　優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域					
			ただし書	●次に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	イ	地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。		
					ロ	当該車道が次のいずれかに該当すること。	●（１）	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
							●（２）	地域住民の日常生活の用に供される車道
							●（３）	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
							●（４）	法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
							●（５）	法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
					ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。		
						ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第２種特別地域又は第３種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。	
				●砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。				
					ロ	当該車道が次のいずれかに該当すること。	●（１）	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
							●（２）	地域住民の日常生活の用に供される車道
							●（３）	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
							●（４）	法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
							●（５）	法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
					ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。		
						ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第２種特別地域又は第３種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。	
					次号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。		
					次号ハ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。		
						ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。	
					次号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。		
					次号ホ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		第２号	前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあっては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。					
			前号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。				
				ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第２種特別地域又は第３種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。			
			イ	前号ロ	当該車道が次のいずれかに該当すること。	●（１）	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	
						●（２）	地域住民の日常生活の用に供される車道	
						●（３）	公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道	
						●（４）	法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの	
						●（５）	法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道	
				ただし書	専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあっては、この限りでない。			
			ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。				
			ハ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。				
				ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。			
			ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。				
			ホ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第８項	工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築	本文	前項第１号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。				
				ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第２種特別地域又は第３種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。			
			前項第２号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。				
			前項第２号ハ	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。				
				ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。			
			前項第２号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。				

			前項第２号ホ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			当該車道が新たに前項第１号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこと。	
			特別保護地区又は第１項第２号ロ（1）から（4）までに掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの 第１項第２号ロ（1）　高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）　野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）　地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）　優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
第９項	工作物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築	本文	第７項第１号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。
				ただし書　特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第２種特別地域又は第３種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
			第７項第２号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
			第７項第２号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
				ただし書　法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
			第７項第２号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、桟道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
			第７項第２号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第１号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。	
			特別保護地区等	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
		第２号	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。	
		第３号	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて 1000 ㎡以上とされていること。	
		第４号	前号に規定する計画において、勾配が 30%を超える土地及び公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。	
		第５号	第３号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の 10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。	
		第６号	第３号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。	
		第７号	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。	
			イ	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
			ロ	購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が 1000 ㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第 20 条第３項、第 21 条第３項又は第 22 条第３項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
		第８号	第３号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。	
		第９号	関連分譲地等の全面積が 20ha 以下であること。	
第 10 項	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	第１項第３号	当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第１項第４号	当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			前項第１号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
				特別保護地区等　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等
				自然草地等　自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
		第１号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第２号	申請に係る場所が、法 20 条第３項又は第 21 条第３項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、５年を経過していない場所でないこと。	
			ただし書　木竹の伐採が僅少である場合はこの限りでない。	
		第３号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第２種特別地域に係るものにあっては 40%以下、第３種特別地域に係るものにあっては 60%以下であること。	
		第４号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 10%を超えないものであること。	
		第５号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離れていること。	
		第６号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。	
		第７号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が 2000 ㎡以下であること。	
		第８号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	
		第９号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。	
		第 10 号	支障木の伐採が僅少であること。	
		第 11 号	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第 11 項	工作物の新築、改築又は増築のうち風力発電施設の新築、改築又は増築	本文	第１項第５号	当該風力発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第１項第６号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
			第 10 項第２号	申請に係る場所が、別の目的により法第 20 条第３項により同条第２号に係る行為として許可を受け、または第 21 条第３項第１号の前条第３項第１号に係る行為として許可を受けて木竹の伐採が行われた後、５年を経過していない場所でないこと（ただし、伐採の規模が僅少である場合は除く。）。
				ただし書　木竹の伐採が僅少である場合はこの限りでない。
			第 10 項第８号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
			第 10 項第 10 号	支障木の伐採が僅少であること。
		第１号	第１項第２号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
				イ　特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
				ロ　第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第１項第３号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第１項第４号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでな

					い。
		第２号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
第 12 項	工作物の新築、改築又は増築のうち太陽光発電施設の新築、改築、又は増築であって、土地に定着させるもの	本文	第１項第５号	当該太陽光発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第１項第６号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
			第 10 項第２号	申請に係る場所が、別の目的により法第 20 条第３項により同条第２号に係る行為として許可を受け、または第 21 条第３項第１号の前条第３項第１号に係る行為として許可を受けて木竹の伐採が行われた後、５年を経過していない場所でないこと（ただし、伐採の規模が僅少である場合は除く。）。		
				ただし書	木竹の伐採が僅少である場合はこの限りでない。
			第 10 項第８号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	
			第 11 項第２号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
		第１号	第１項第２号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
				イ	特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
				ロ	第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第１項第３号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2000 ㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあっては、この限りでない。		
		第２号	第４項第７号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。	
			第４項第９号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離れていること。	
			第４項第 10 号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から５m以上離れていること。	
			第 10 項第 10 号	支障木の伐採が僅少であること。	
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2000 ㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあっては、この限りでない。	
				●イ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
				●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
				●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。
		第３号	自然草地等内において行われるものでないこと。		
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域	
			ただし書	前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			前号ただし書に規定する行為	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2000 ㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあっては、この限りでない。	
				●イ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
				●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
				●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。
		第４号	当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。		
第 13 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第１項第１号	設置期間が３年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
			第１項第６号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		第１号	第１項第２号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
				イ	特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
				ロ	第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第１項第３号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。	
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
				●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
				●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
		第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
		第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。		
			イ	光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			ロ	期間及び時間が必要最小限であると認められること。	
			ハ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。	
			ニ	動光又は点滅を伴うものでないこと。	
			ホ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
			ヘ	特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。	
			ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。	
第 14 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第１号	第１項第２号	次に掲げる地域で行われるものでないこと。
					イ 特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
					ロ 第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種

							特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第１項第３号			当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第１項第４号			当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
				ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。		
					●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
					●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
			前項第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
				ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。		
			前項第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。			
				イ	光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
				ロ	期間及び時間が必要最小限であると認められること。		
				ハ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。		
				ニ	動ｓ光又は点滅を伴うものでないこと。		
				ホ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
				ヘ	特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。		
				ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。		
		第１号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。				
		第２号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			●イ	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上離れていること。			
			●ロ	学術研究その他公益上必要と認められること。			
			●ハ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。			
			●ニ	農林漁業に付随して行われるものであること。			
			●ホ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。			
			●ヘ	前項第１号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。			
				前項第１号	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
第 15 項	木竹の伐採	●第１号	第１種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。				
			イ	単木択伐法によるものであること。			
			ロ	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の 10%以下であること。			
			ハ	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。			
				ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
		●第２号	第２種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			イ	択伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。			
				（1）	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。		
				（2）	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。		
				ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
				（3）	公園事業に係る施設（令第１条第７号、第 10 号及び第 11 号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。		
			ロ	皆伐法によるものにあっては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。			
				イ（2）	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。		
					ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。	
				（1）	１伐区の面積が２ha 以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が 10 分の３を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。		
				（2）	当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して５年を経過していない伐区に隣接していないこと。		
				（3）	利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。		
		●第３号	第３種特別地域内において行われるものであること。				
		●第４号	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。				
第 16 項	指定区域内における木竹の損傷	（略）					
第 17 項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの	第１号	特別保護地区又は海域公園地区内において行われるものでないこと。				
			ただし書	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。			
				●イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
				●ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
				●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
		第２号	坑口又は掘削口が第１種特別地域又は第２種特別地域若しくは第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。				
			ただし書	前号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。			
				●前号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
				●前号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
				●前号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
第 18 項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第１号	法第 20 条第３項、第 21 条第３項又は第 22 条第３項の規定による許可を受け、又は法第 20 条第６項、第 21 条第６項又は第 22 条第６項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第２号又は第４号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。				
			イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。			
				特別保護地区等	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち		

					植生の復元が困難な地域等
			ロ		自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
			ハ		当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
			ニ		当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		●第２号	河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
			前号イ		特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
		●第３号	第３種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第１号、第２号又は第４号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。		
		●第４号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、第１号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			第１号イ		特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			イ		露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
			ロ		平成 12 年４月１日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあっては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
		●第５号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、特別地域内において行われるものであって、前項第１号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			●前項第１号イ		既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
			●前項第１号ロ		農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
			●前項第１号ハ		学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第 19 項	河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること	本文	第 11 項第２号		野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第１号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			●イ		学術研究その他公益上必要と認められること。
			●ロ		地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
			●ハ		農業又は漁業に付随して行われるものであること。
		第２号	水位の変動についての計画が明らかなものであること。		
		第３号	特別保護地区又は次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。		
			イ		野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
			ロ		優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			ハ		優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等
			ただし、基準日（昭和 50 年４月１日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定された場合にあっては、当該指定の日。））においてこれらの地域において法第 20 条第３項又は第 21 条第３項の規定による許可を受け、又は法第 20 条第６項又は第 21 条第６項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあっては、この限りでない。		
第 20 項	指定湖沼又は湿原等に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	（略）			
第 21 項	広告物等の掲出、設置又は表示	●第１号	所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあっては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。		
			イ		店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
			ロ		表示面の面積が５㎡以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が 10 ㎡以下のものであること。
			ハ		広告物等を設置する場合にあってはその高さが５ｍ、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが５ｍ（工作物に掲出し又は表示するものにあっては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
			ニ		光源を用いる広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
				（１）	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
				（２）	期間及び時間が必要最小限であると認められること。
				（３）	動光又は点滅を伴うものでないこと。
			ホ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		●第２号	店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあっては、前号ニの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			前号ニ		光源を用いる広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
				（１）	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
				（２）	期間及び時間が必要最小限であると認められること。
				（３）	動光又は点滅を伴うものでないこと。
			前号ホ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			イ		設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
			ロ		広告物等の個々の表示面の面積が１㎡以下であること。
			ハ		複数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合計が 10 ㎡以下であること。
			ニ		広告物等を設置する場合にあってはその高さが５ｍ、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが５ｍ以下のものであること。
			ホ		既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあっては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
		●第３号	指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあっては、第１号ニ及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。		
			第１号ニ		光源を用いる広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
				（１）	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
				（２）	期間及び時間が必要最小限であると認められること。
				（３）	動光又は点滅を伴うものでないこと。
			第１号ホ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			前号ニ		広告物等を設置する場合にあってはその高さが５ｍ、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが５ｍ以下のものであること。
			イ		表示面の面積が５㎡（複数の内容を表示する広告物等にあっては、10 ㎡）以下であること。
			ロ		設置者名の表示面積が 300 ｃ ㎡以下であること。
			ハ		一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
		●第４号	広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあっては、第１号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。		
			第１号ホ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			前号ハ		一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
			イ		表示面積が 300 ｃ ㎡以下であること。
			ロ		商品名の表示がないものであること。

			ハ	設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
		●第５号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。	
第 22 項	屋外における土石その他の指定する物の集積、又は貯蔵	第１号	第１種特別地域又は第２種特別地域若しくは第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。	
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
		第２号	廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。	
		第３号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第４号	自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。	
		第５号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。	
		第６号	集積し、又は貯蔵する高さが 10m を超えないものであること。	
		第７号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から５ｍ以上離れていること。	
		第８号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から５ｍ以上離れていること。	
		第９号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。	
		第 10 号	支障木の伐採が僅少であること。	
		第 11 号	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		ただし書	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第５号から第９号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第３号及び第５号から第９号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	
第 23 項	水面（海面）の埋立て又は干拓	第１号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
			イ	特別保護地区若しくは第１種特別地域又はこれらの地先水面
			ロ	海域公園地区
			ハ	次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
			（１）	野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
			（２）	優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
			ただし書	当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
		第２号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
			●イ	学術研究その他公益上必要と認められること。
			●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
			●ハ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。
			●ニ	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		第３号	当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。	
			ただし書	前号ニに掲げる基準に適合するものにあっては、この限りでない。
				前号ニ：既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		第４号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
第 24 項	土地の開墾、土地の形状変更	第１号	特別保護地区、第１種特別地域又は第２種特別地域若しくは第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。	
			ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第２号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。	
		第 ２ 号	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。	
		第３号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。	
			ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第４号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
			ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
		第５号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
			ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
		第６号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。	
		第７号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。	
第 25 項	高山植物その他の指定する植物の採取又は損傷、指定する動物の捕獲、殺傷等	第１号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第２号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。	
			ただし書	当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。
第 26 項	指定区域内における指定する植物の植栽又は播種	（略）		
第 27 項	指定区域内における指定する動物の放出（指定する動物が家畜である場合の放牧を含む。）	（略）		
第 28 項	屋根、壁面等の色彩の変更	本文	その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと。	
			ただし書	特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
第 29 項	指定区域への立ち入り 指定区域での車馬の使用等	●第１号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
			●イ	学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
			●ロ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
		●第２号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。	
第 30 項	指定道路での車馬の使用等	（略）		
第 31 項	木竹の損傷 木竹以外の植物の採取、損傷等 動物の捕獲、殺傷等	第１号	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは景観の維持その他森林若しくは野生動植物の保護管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであって、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第２号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別保護地区において絶滅のおそれがないものであること。	
			ただし書	在来の動植物の保存その他当該特別保護地区における在来の景観の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別保護地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

第 32 項	木竹の植栽 木竹以外の植物の植栽又は植物の種まき	●第１号	第 25 項第１号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		●第２号	植栽し、又は種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）	
		●第３号	災害復旧のために行われるものであること。	
第 33 項	動物の放出（家畜の放牧を含む） 屋外における物の集積、貯蔵火入れ又はたき火 道路等以外の場所での車馬の使用等 物の係留 指定区域での動力船の使用	本文	第 25 項第１号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
			当該行為が反復継続して行われるものでないこと。	
第 34 項	指定区域内における熱帯魚その他の指定する動植物の捕獲、殺傷等	（略）		
第 35 項	海底の形状を変更すること	（略）		
第 36 項	汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	（略）		
第 37 項	（基準の特例）	本文	その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあっては環境大臣が、国定公園にあっては都道府県知事が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内の区域及び当該区域内において行われる法第 20 条第３項各号、第 21 条第３項各号又は第 22 条第３項各号に掲げる行為については、環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。	
第 38 項	（各行為共通の基準）	本文	法第 20 条第３項各号、第 21 条第３項各号及び第 22 条第３項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。	
		第１号	申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。	
		第２号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。	
		第３号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第 20 条第３項、第 21 条第３項又は第 22 条第３項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。	

４．伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係整理表

自然公園法施行規則第 11 条第 37 項に基づき、同条各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとして、伊勢志摩国立公園において、環境大臣が定めた基準の特例は以下のとおり（平成 12 年 10 月 12 日環境庁告示第 69 号・平成 13 年 3 月 26 日環境省告示第 13 号）。

伊勢志摩国立公園特別地域内における許可基準の特例

（区域の範囲）

1　伊勢志摩Ａ地区　三重県志摩市浜島町迫子及び同市阿児町鵜方の各一部

2　伊勢志摩Ｂ地区　三重県志摩市阿児町神明、安乗及び甲賀の各一部

3　御座地区　　三重県志摩市志摩町御座の一部

4　伊勢神宮地区　　三重県伊勢市豊川町及び宇治館町の各一部

5　有料道路管理事務所地区　三重県伊勢市宇治館町の一部

（各地区の図面及び基準の特例）

1　伊勢志摩Ａ地区

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容		
第４項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が２棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前３項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第１号	保存緑地（第９項第４号及び第５号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。		
		第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第３号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第４号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が 1000 ㎡以上であること。		
		第５号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 ㎡以上であること。		
		第６号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第６項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第２条第１項第４号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地種区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合 第２種特別地域 ／ 20%以下 ／ 40%以下 第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下		
		第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。		
		第８号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。		
		第９号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、~~公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20m以上、それ以外の~~道路の路肩から５m以上離れていること。		
		第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。		
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。		
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第６項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第４項第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。	
			第４項第９号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、~~公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の~~道路の路肩から５m以上離れていること。	
			第４項第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。	
			第４項第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。	
		第１号	当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第２号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地種区分と敷地面積の区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合 第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満 ／ 10%以下 ／ 20%以下 第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ／ 15%以下 ／ 30%以下 第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上 ／ 20%以下 ／ 40%以下 第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下		
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 14 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第１号	第１項第２号	次に掲げる地域で行われるものでないこと。
					イ　特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
					ロ　第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種

							特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第１項第３号			当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第１項第４号			当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
				ただし書			次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
					●イ		地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
					●ロ		既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
					●ハ		学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
				ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。		
			前項第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。			
				イ	光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
				ロ	期間及び時間が必要最小限であると認められること。		
				ハ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。		
				ニ	動ｓ光又は点滅を伴うものでないこと。		
				ホ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
				ヘ	特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。		
				ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。		
		第１号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。				
		~~第２号~~	~~次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。~~				
			~~●イ~~	~~当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から20m以上離れていること。~~			
			~~●ロ~~	~~学術研究その他公益上必要と認められること。~~			
			~~●ハ~~	~~地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。~~			
			~~●ニ~~	~~農林漁業に付随して行われるものであること。~~			
			~~●ホ~~	~~既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。~~			
			~~●ヘ~~	~~前項第１号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。~~			
				~~前項第１号~~	~~●イ~~		~~地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築~~
					~~●ロ~~		~~既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）~~

伊勢志摩A地区

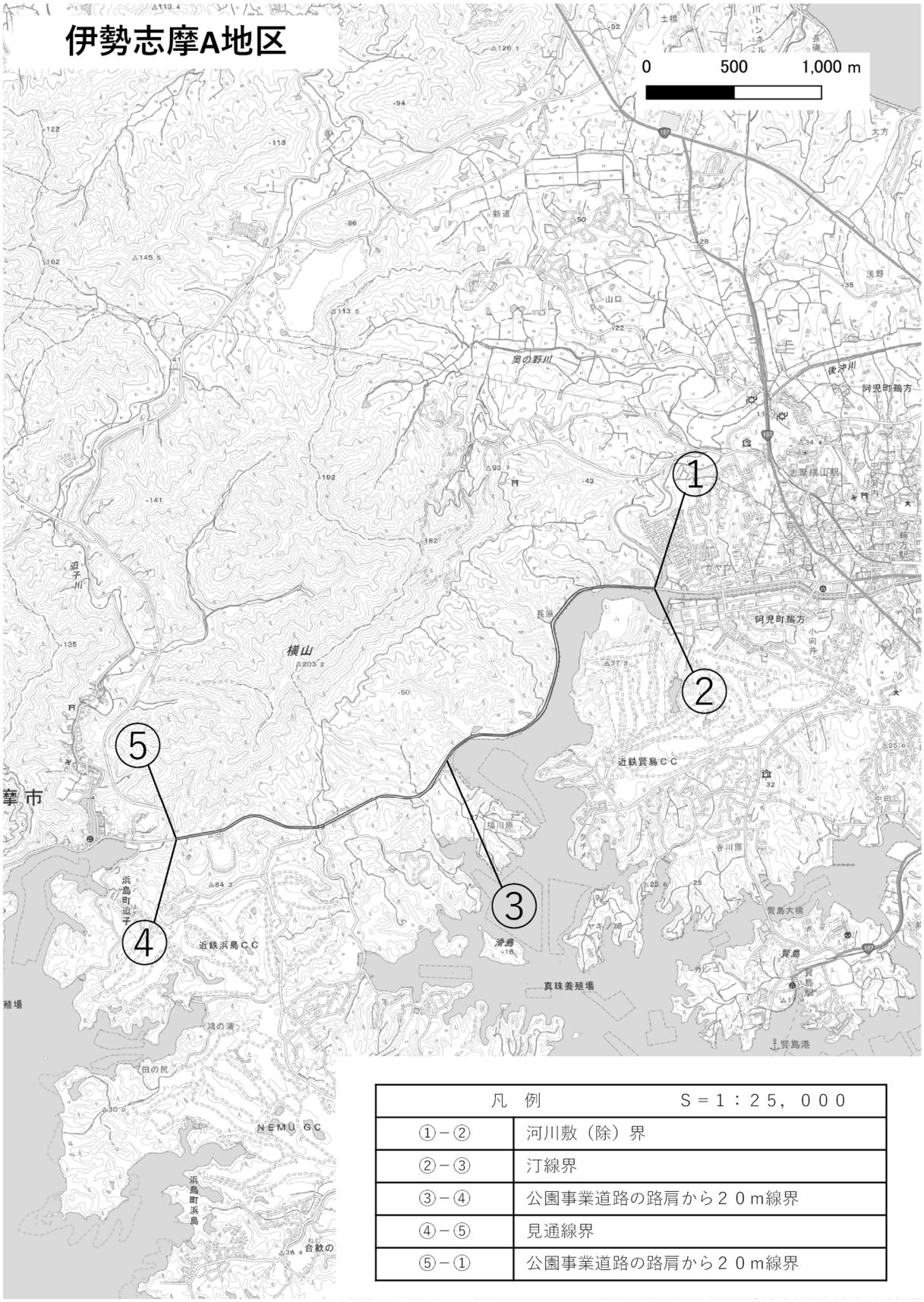

凡　例	Ｓ＝１：２５，０００
①－②	河川敷（除）界
②－③	汀線界
③－④	公園事業道路の路肩から２０ｍ線界
④－⑤	見通線界
⑤－①	公園事業道路の路肩から２０ｍ線界

2　伊勢志摩Ｂ地区

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	
第４項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が２棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前３項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第１号	保存緑地（第９項第４号及び第５号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。	
		第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10ｍ（その高さが現に 10ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。	
		第３号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが 13ｍ（その高さが現に 13ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。	
		~~第４号~~	~~当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が 1000 ㎡以上であること。~~	
		~~第５号~~	~~集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 ㎡以上であること。~~	
		~~第６号~~	~~総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第６項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第２条第１項第４号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。~~ ~~地種区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合~~ ~~第２種特別地域 ／ 20%以下 ／ 40%以下~~ ~~第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下~~	
		第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。	
		第８号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。	
		~~第９号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５ｍ以上離れていること。~~	
		~~第 10 号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５ｍ以上離れていること。~~	
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。	
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの
				第１項第５号 ／ 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第５項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日（昭和 50 年４月１日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定された場合にあっては、当該指定の日。））前にその造成に係る行為について法第 20 条第３項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第 20 条第６項、第 21 条第６項若しくは第 22 条第６項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第１項から第３項までの規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第４項第１号	保存緑地において行われるものでないこと。
			第４項第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第１号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第２条第１項第２号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が 2000 ㎡以下であること。	
		~~第２号~~	~~当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。~~ ~~地種区分と敷地面積の区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満 ／ 10%以下 ／ 20%以下~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ／ 15%以下 ／ 30%以下~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上 ／ 20%以下 ／ 40%以下~~ ~~第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下~~	
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの
				第１項第５号 ／ 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第６項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

			第１項第５号			当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第４項第７号			当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。
			~~第４項第９号~~			~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５ｍ以上離れていること。~~
			~~第４項第 10 号~~			~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５ｍ以上離れていること。~~
			第４項第 11 号			当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。
		第１号	当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		~~第２号~~	~~当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。~~			

~~地種区分と敷地面積の区分~~	~~総建築面積の敷地面積に対する割合~~	~~総延べ面積の敷地面積に対する割合~~
~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満~~	~~10%以下~~	~~20%以下~~
~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満~~	~~15%以下~~	~~30%以下~~
~~第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上~~	~~20%以下~~	~~40%以下~~
~~第３種特別地域~~	~~20%以下~~	~~60%以下~~

		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。			
			第２項ただし書に規定する行為			既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの
				第１項第５号		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 14 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第１号	第１項第２号		次に掲げる地域で行われるものでないこと。
					イ	特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
					ロ	第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第１項第３号		当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第１項第４号		当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
				ただし書		次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
					●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
					●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
				ただし書		特殊な用途の工作物については、この限りでない。
			前項第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。		
				イ		光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
				ロ		期間及び時間が必要最小限であると認められること。
				ハ		当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。
				ニ		動ｓ光又は点滅を伴うものでないこと。
				ホ		野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
				ヘ		特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。
				ただし書		学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。
		第１号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。			
		~~第２号~~	~~次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。~~			
			~~●イ~~	~~当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上離れていること。~~		
			~~●ロ~~	~~学術研究その他公益上必要と認められること。~~		
			~~●ハ~~	~~地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。~~		
			~~●ニ~~	~~農林漁業に付随して行われるものであること。~~		
			~~●ホ~~	~~既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。~~		
			~~●ヘ~~	~~前項第１号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。~~		
				~~前項第１号~~	~~●イ~~	~~地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築~~
					~~●ロ~~	~~既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）~~

伊勢志摩B地区

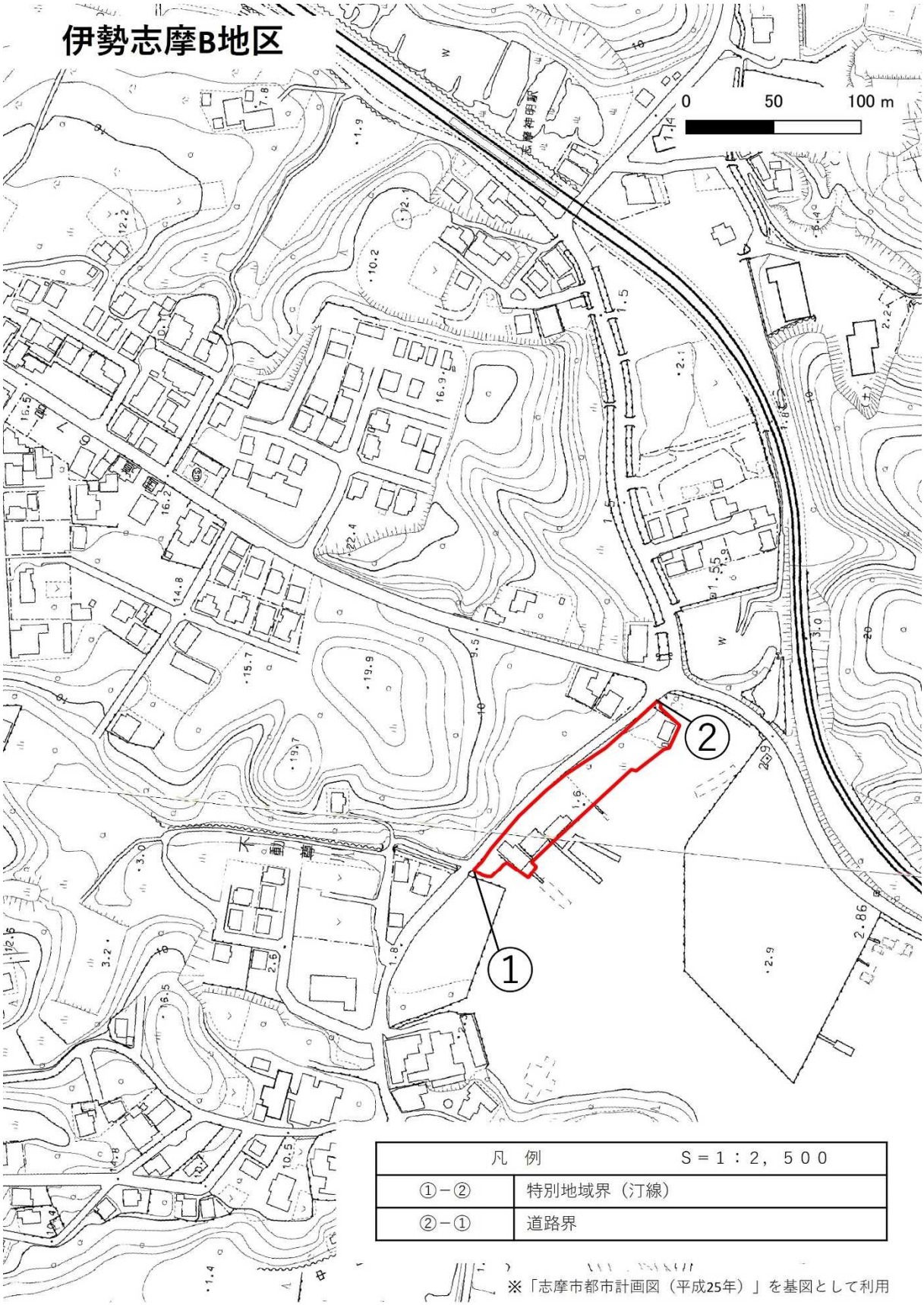

凡　例	S＝1：2，500
①－②	特別地域界（汀線）
②－①	道路界

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

伊勢志摩B地区

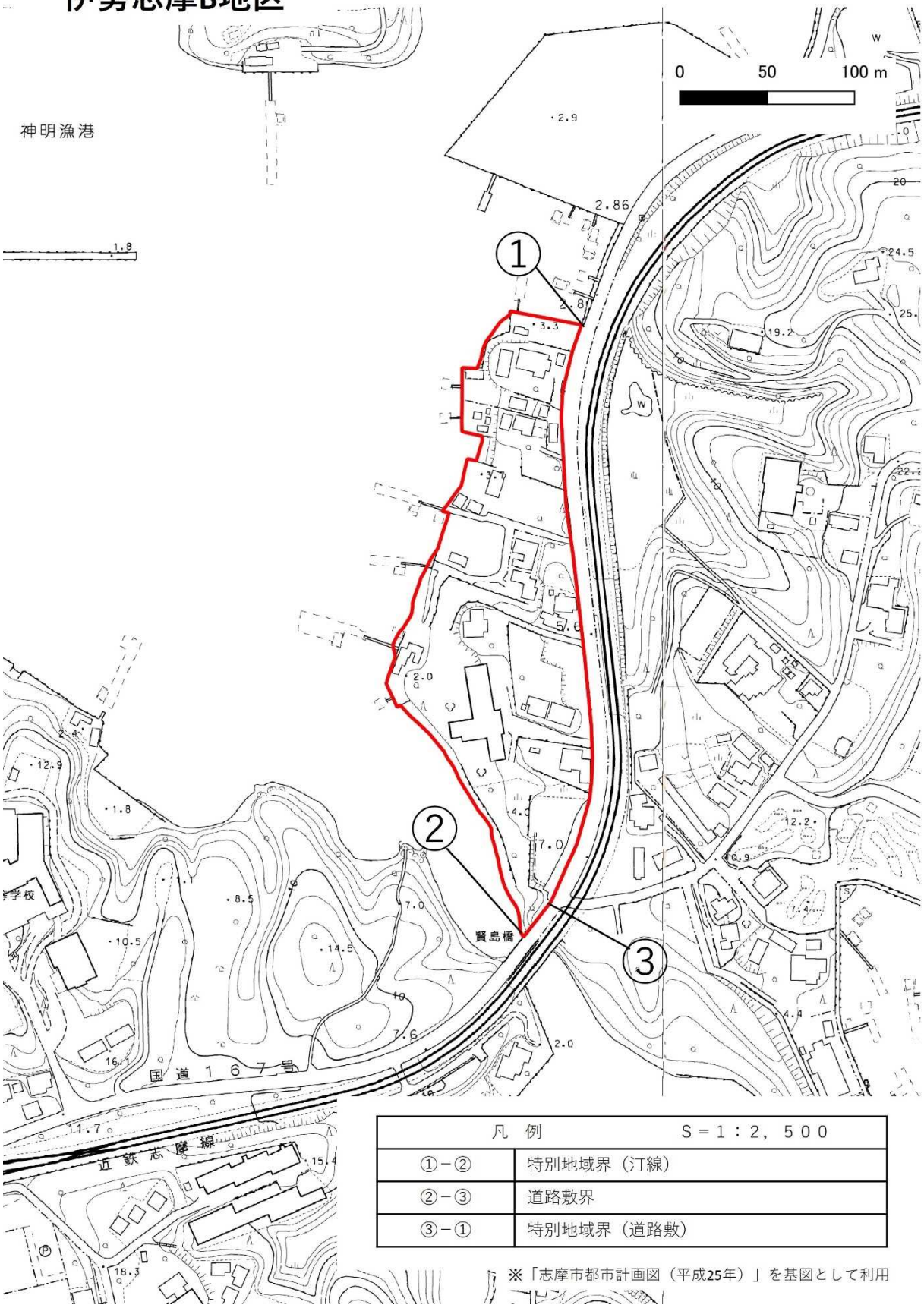

凡　例　　S＝1：2，500	
①－②	特別地域界（汀線）
②－③	道路敷界
③－①	特別地域界（道路敷）

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

伊勢志摩B地区

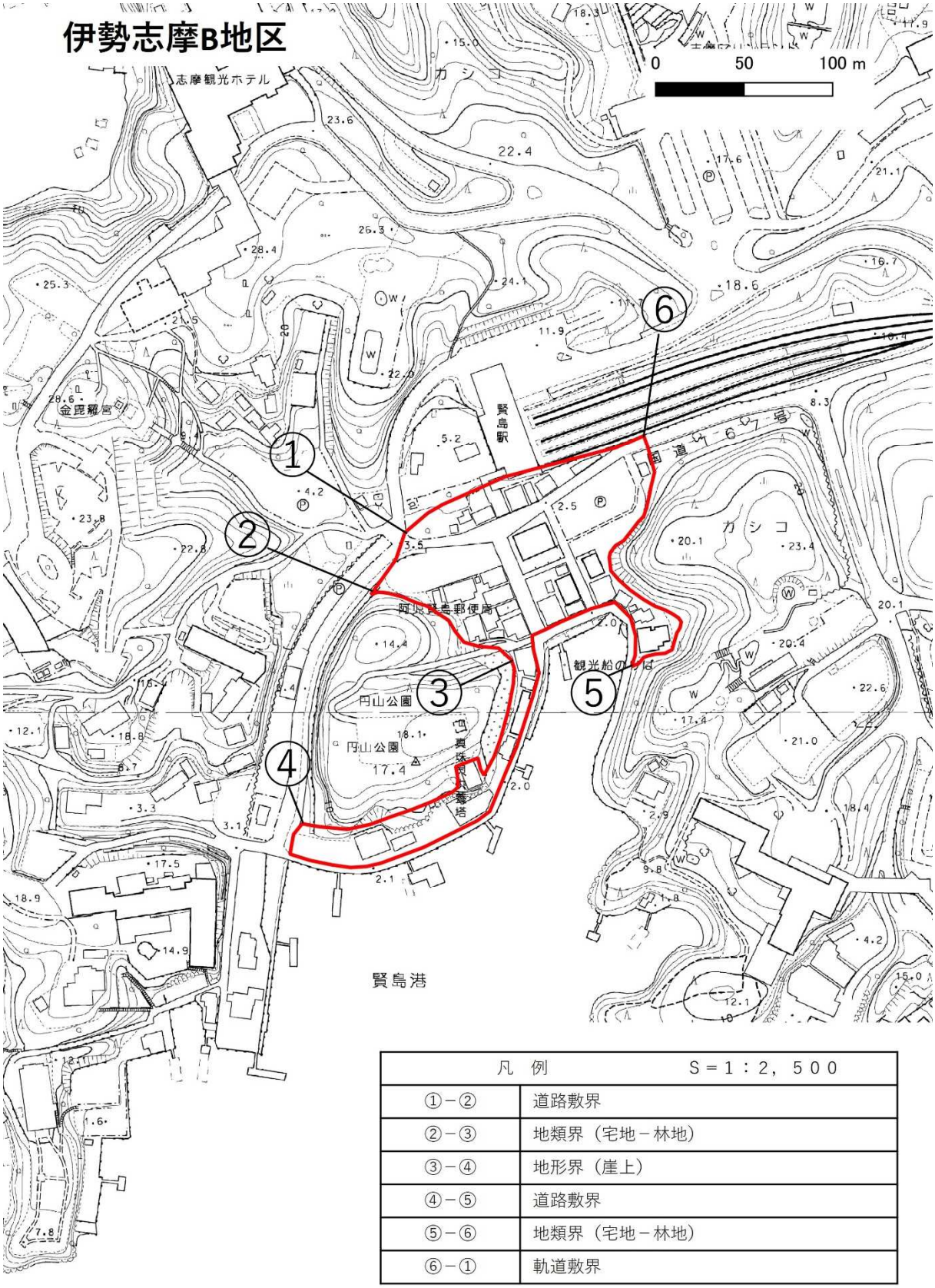

凡　例　　S＝1：2，500	
①－②	道路敷界
②－③	地類界（宅地－林地）
③－④	地形界（崖上）
④－⑤	道路敷界
⑤－⑥	地類界（宅地－林地）
⑥－①	軌道敷界

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

伊勢志摩B地区

凡　例	S＝1：2，500
①－②	地類界（宅地－林地）
②－③	特別地域界（道路敷）
③－①	堤防敷界

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

伊勢志摩B地区

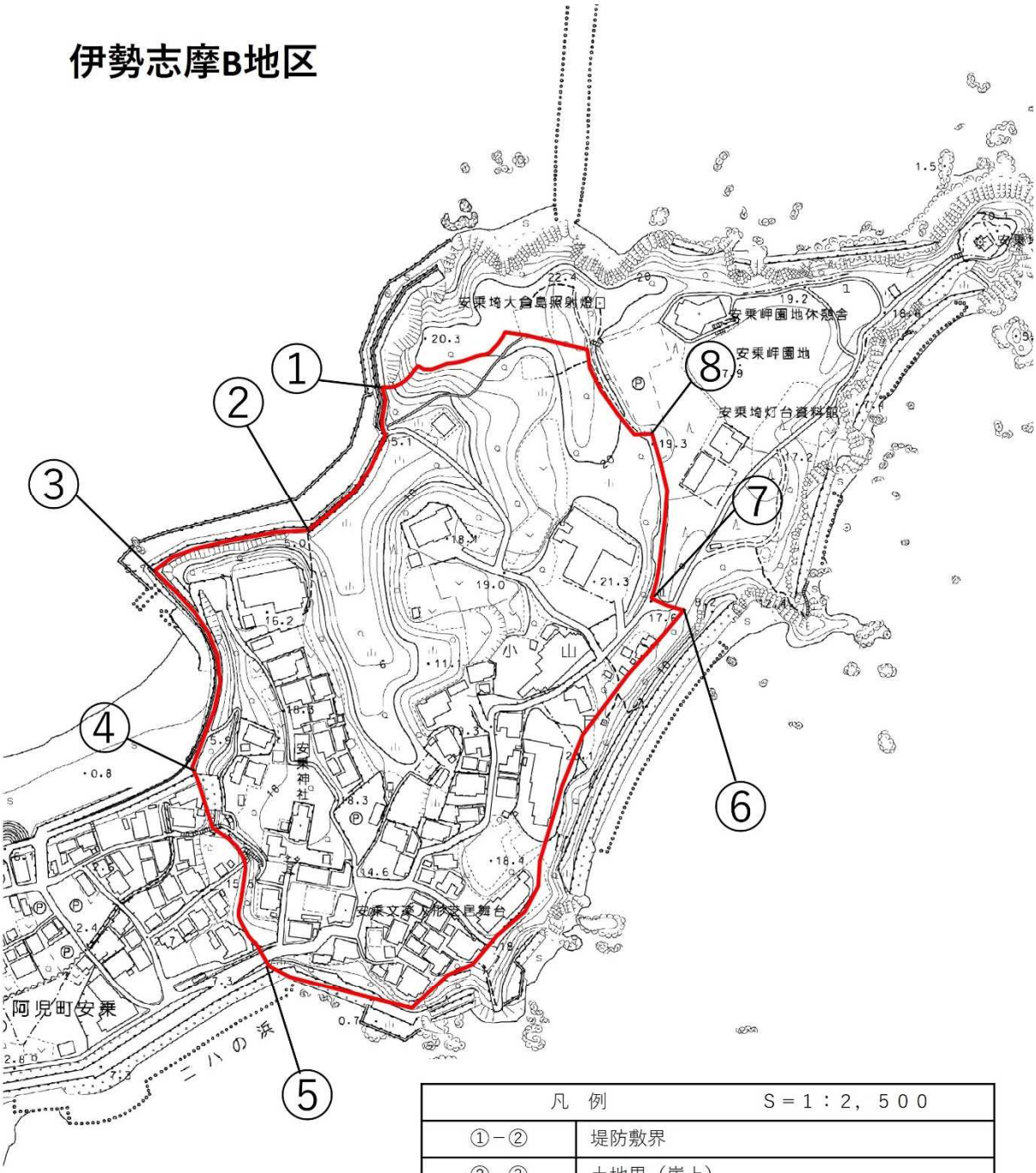

凡　例　　S＝1：2，500	
①－②	堤防敷界
②－③	土地界（崖上）
③－④	堤防敷界
④－⑤	特別地域界（小字）
⑤－⑥	地形界（崖上）
⑥－⑦	見通線界（⑦から真東）
⑦－⑧	道路界
⑧－①	土地所有界（町有地）

0　50　100 m

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

３　御座地区

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容		
第４項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が２棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前３項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第１号	保存緑地（第９項第４号及び第５号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。		
		第２号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が２階建以下であり、かつ、その高さが 10ｍ（その高さが現に 10ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第３号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが 13ｍ（その高さが現に 13ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		~~第４号~~	~~当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が 1000 ㎡以上であること。~~		
		~~第５号~~	~~集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 ㎡以上であること。~~		
		第６号	分譲地等内に設けられる建築物にあっては、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第６項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第２条第１項第４号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地種区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合 第２種特別地域 ／ 20%以下 ／ 40%以下 第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下		
		第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。		
		第８号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。		
		~~第９号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５ｍ以上離れていること。~~		
		~~第 10 号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５ｍ以上離れていること。~~		
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。		
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第６項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第１項第２号	特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第１項第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第１項第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第４項第７号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。	
			~~第４項第９号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５ｍ以上離れていること。~~	
			~~第４項第 10 号~~	~~当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５ｍ以上離れていること。~~	
			第４項第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。	
		第１号	当該建築物の高さが 13ｍ（その高さが現に 13ｍを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		~~第２号~~	~~当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。~~ ~~地種区分と敷地面積の区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満 ／ 10%以下 ／ 20%以下~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ／ 15%以下 ／ 30%以下~~ ~~第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上 ／ 20%以下 ／ 40%以下~~ ~~第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下~~		
		ただし書	第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第２項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの	
				第１項第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

御座地区

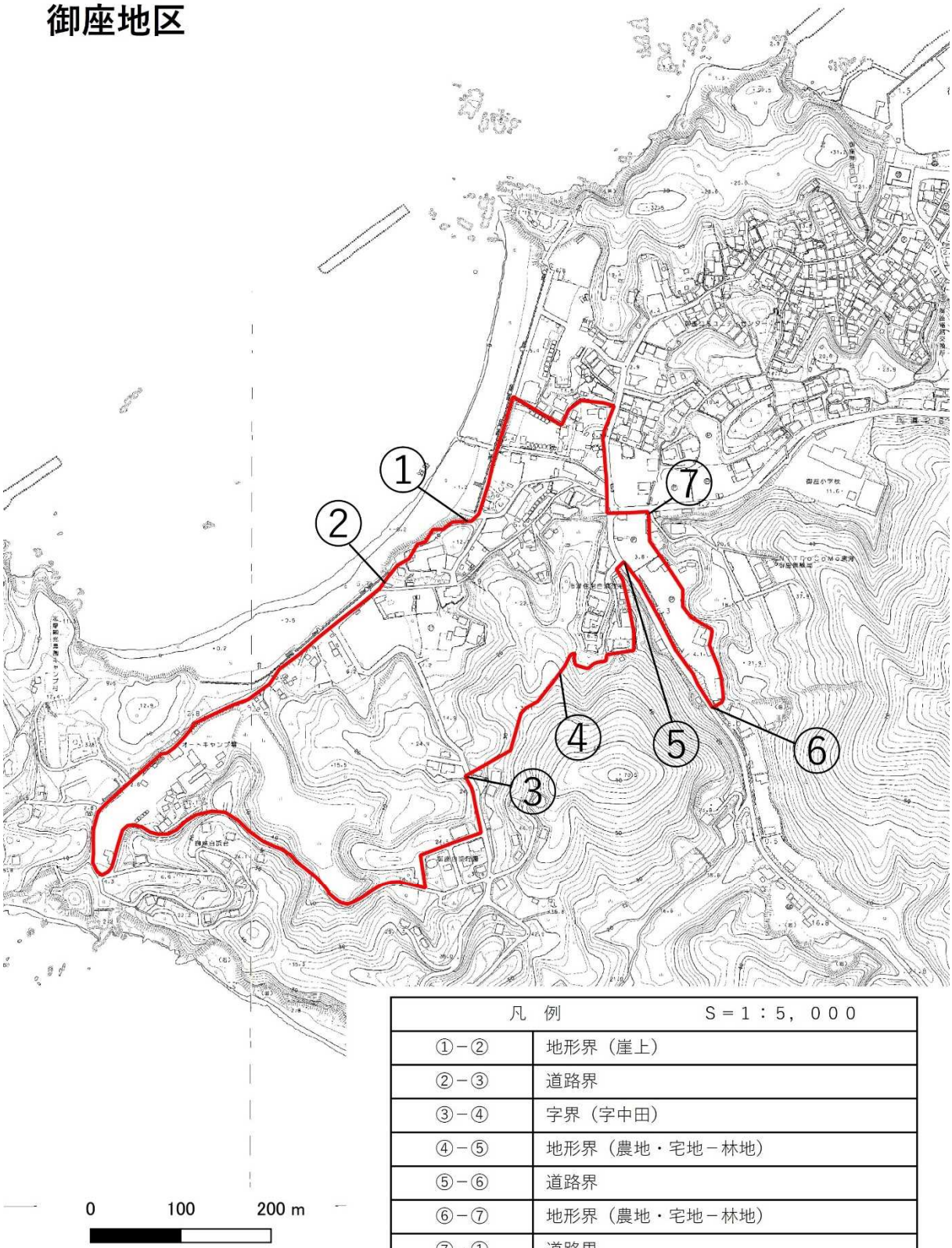

凡　例	S＝1：5，000
①－②	地形界（崖上）
②－③	道路界
③－④	字界（字中田）
④－⑤	地形界（農地・宅地－林地）
⑤－⑥	道路界
⑥－⑦	地形界（農地・宅地－林地）
⑦－①	道路界

※「志摩市都市計画図（平成25年）」を基図として利用

4　伊勢神宮地区

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容
第１項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第１号	設置期間が３年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第２号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。 イ　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区 ロ　第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第１項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第１項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （１）　高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２）　野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３）　地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４）　優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第３号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第４号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第５号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第６号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上若しくは社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第１号、第５号及び第６号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 第１号　設置期間が３年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第６号　当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこと とされているものであること。
第６項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第１項第２号　特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第１項第３号　当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第１項第４号　当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第４項第７号　当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。 第４項第９号　当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から５m以上離れていること。 第４項第 10 号　当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から５m以上離れていること。 第４項第 11 号　当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。
		第１号	当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第２号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地種区分と敷地面積の区分 ／ 総建築面積の敷地面積に対する割合 ／ 総延べ面積の敷地面積に対する割合 第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満 ／ 10%以下 ／ 20%以下 第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満 ／ 15%以下 ／ 30%以下 第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上 ／ 20%以下 ／ 40%以下 第３種特別地域 ／ 20%以下 ／ 60%以下
		ただし書	~~第２項ただし書に規定する行為に該当するもの~~既存建築物の改築等又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 ~~第２項ただし書に規定する行為~~　~~既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの~~ 第１項第５号　当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 13 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第１項第１号　設置期間が３年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 第１項第６号　当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		第１号	第１項第２号　次に掲げる地域内において行われるものでないこと。 イ　特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区 ロ　第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１）　高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２）　野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３）　地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４）　優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 第１項第３号　当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第１項第４号　当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ●イ　地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ　既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のため

						の新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
					●ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
		第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。		
		第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。			
			イ	光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			ロ	期間及び時間が必要最小限であると認められること。		
			ハ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。		
			ニ	動光又は点滅を伴うものでないこと。		
			ホ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
			ヘ	特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。		
			ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。		
第 14 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第１号	第１項第２号		次に掲げる地域で行われるものでないこと。
					イ	特別保護地区、第１種特別地域又は海域公園地区
					ロ	第２種特別地域又は第３種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （１） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （２） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （３） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （４） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第１項第３号		当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第１項第４号		当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
				ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。	
					●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
					●ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第２号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
				ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
			前項第３号	照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。		
				イ	光の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
				ロ	期間及び時間が必要最小限であると認められること。	
				ハ	当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。	
				ニ	動ｓ光又は点滅を伴うものでないこと。	
				ホ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
				ヘ	特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。	
				ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。	
		第１号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。			
		第２号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			●イ	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から 20m以上離れていること。		
			●ロ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要と認められること。		
			●ハ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
			●ニ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
			●ホ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。		
			●ヘ	前項第１号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。		
				前項第１号	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）

伊勢神宮地区

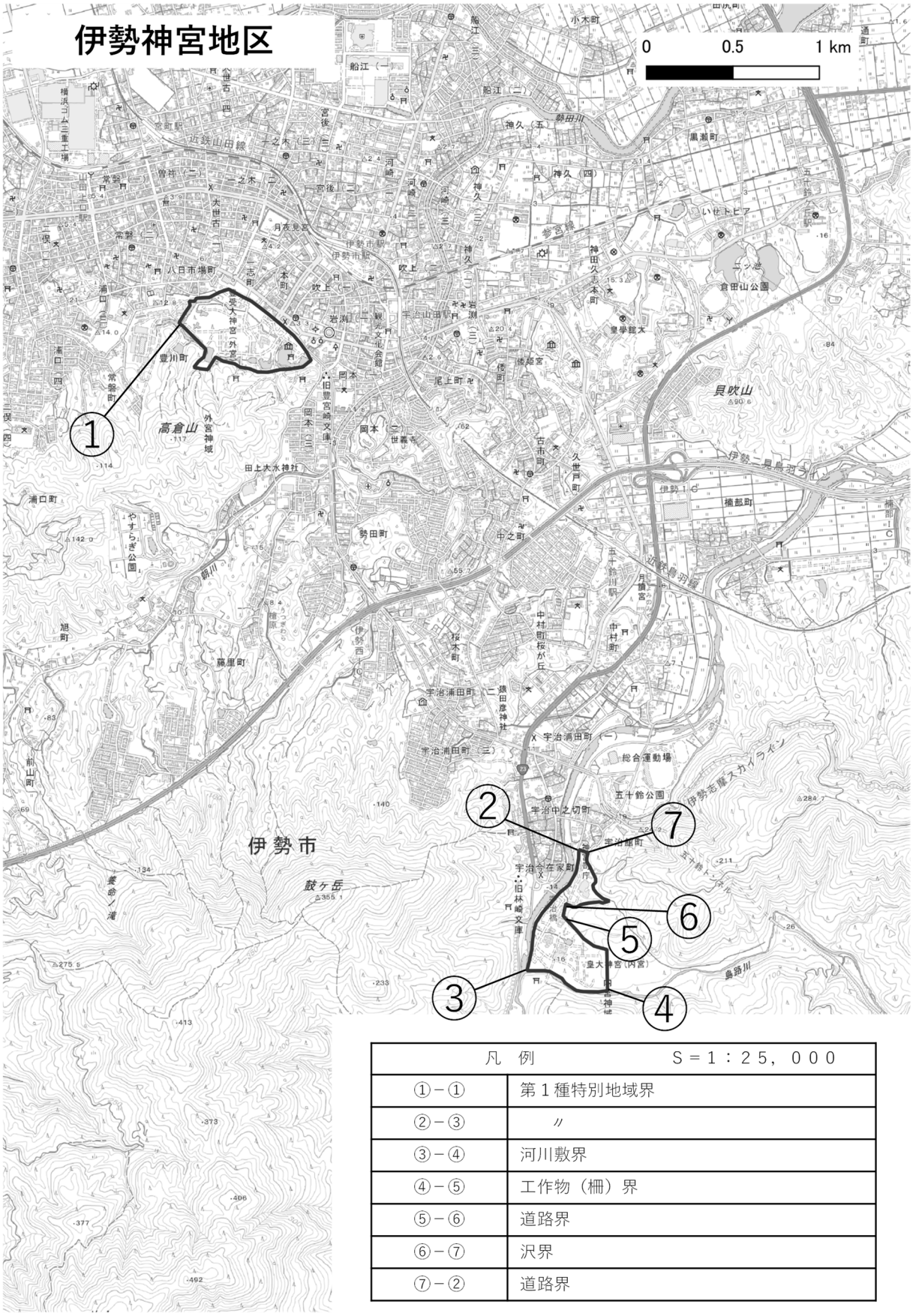

凡　例	S＝1：25，000
①－①	第１種特別地域界
②－③	〃
③－④	河川敷界
④－⑤	工作物（柵）界
⑤－⑥	道路界
⑥－⑦	沢界
⑦－②	道路界

5　有料道路管理事務所地区

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

<table>
<tr><th>項</th><th>行為の種類</th><th>号</th><th colspan="3">基準の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="15">第６項</td><td rowspan="15">工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</td><td rowspan="9">本文</td><td>第１項第２号</td><td colspan="2">特別保護地区、第１種特別地域、海域公園地区、第２種特別地域又は第３種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</td></tr>
<tr><td>第１項第３号</td><td colspan="2">当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</td></tr>
<tr><td>第１項第４号</td><td colspan="2">当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</td></tr>
<tr><td>第１項第５号</td><td colspan="2">当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr>
<tr><td>第４項第７号</td><td colspan="2">当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。</td></tr>
<tr><td>第４項第９号</td><td colspan="2">当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等（公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路）の路肩から ~~20m~~５m以上、それ以外の道路の路肩から~~5 m~~１m以上離れていること。</td></tr>
<tr><td>第４項第 10 号</td><td colspan="2">当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から~~5 m~~１m以上離れていること。</td></tr>
<tr><td>第４項第 11 号</td><td colspan="2">当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。</td></tr>
<tr><td>第１号</td><td colspan="3">当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="3">当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第２号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
<table>
<tr><th>地種区分と敷地面積の区分</th><th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th><th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th></tr>
<tr><td>第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満</td><td>10%以下</td><td>20%以下</td></tr>
<tr><td>第２種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満</td><td>15%以下</td><td>30%以下</td></tr>
<tr><td>第２種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上</td><td>20%以下</td><td>40%以下</td></tr>
<tr><td>第３種特別地域</td><td>20%以下</td><td>60%以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ただし書</td><td colspan="3">第２項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>第２項ただし書に規定する行為</td><td colspan="2">既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第１項第５号に掲げる基準に適合するもの</td></tr>
<tr><td>第１項第５号</td><td>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr>
</table>

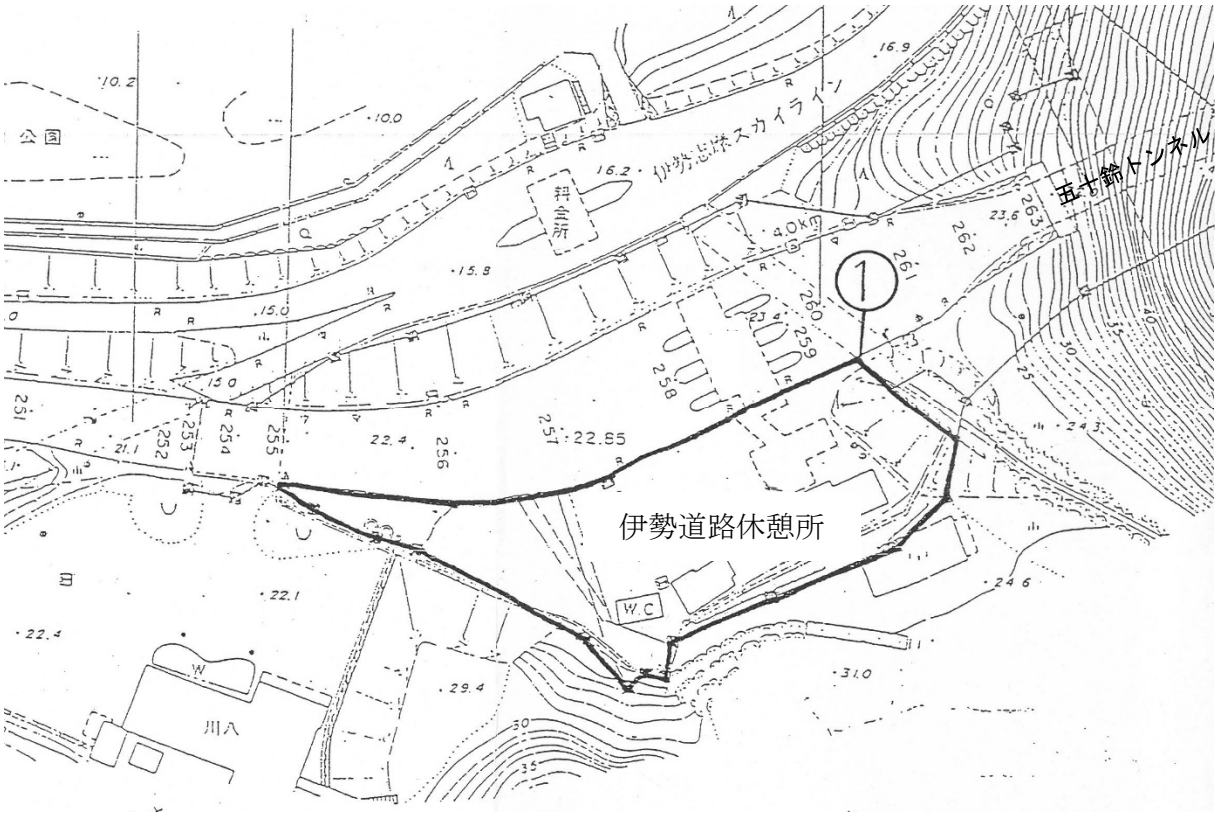

凡 例	S＝1:1，000
①－①	旧有料道路管理事務所敷地

５．指定植物一覧

自然公園法第 20 条第３項第 11 号の規定に基づき、伊勢志摩国立公園の特別地域内において、許可を受けなければ採取又は損傷してはならない植物として指定されているのは、以下のとおり（令和２年４月 13 日　環境省告示第 50 号）。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ヒカゲノカズラ	スギラン、ナンカクラン
ミズニラ	ミズニラ
イワヒバ	ヒメクラマゴケ（ヒメタチクラマゴケ）、イワヒバ（イワマツ）
マツバラン	マツバラン
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ（オクノヤシャゼンマイ）
コケシノブ	キヨスミコケシノブ、コケシノブ
ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ
サンショウモ	サンショウモ
デンジソウ	デンジソウ
イノモトソウ	ハコネシダ（ハコネソウ）、シシラン（ツノマタシシラン，シシシラン，イツキシシラン）、アイコハチジョウシダ
ナヨシダ	ウスヒメワラビ
チャセンシダ	カミガモシダ（ヒメチャセンシダ）、ヒノキシダ、クモノスシダ、イワトラノオ、チャセンシダ、アオガネシダ（オオアオガネシダ）、クルマシダ（ハゴロモクルマシダ）
メシダ	ミヤコイヌワラビ（ダンドイヌワラビ）、サキモリイヌワラビ
ヒメシダ	アミシダ、ヒメハシゴシダ、テツホシダ、ミゾシダモドキ
オシダ	ヒメオニヤブソテツ、ツクシヤブソテツ、ツクシイワヘゴ、タカサゴシダ（キンキヌカイタチシダ）、オワセベニシダ、イワイタチシダ（イワベニシダ）、アツイタ
タマシダ	タマシダ
シノブ	シノブ（タイワンシノブ）、キクシノブ
ウラボシ	ヌカボシクリハラン、ホテイシダ、ツクシノキシノブ（オナガウラボシ、オナガノキシノブ）、イシガキウラボシ、サジラン（ウスイタ）、イワヤナギシダ（フギレイワヤナギシダ）、オオクボシダ（ムカデシダ）、ビロードシダ（ビロウドシダ、タイワンビロードシダ）、タカノハウラボシ
ヒノキ	ハイネズ
スイレン	オニバス、ヒメコウホネ、ヒツジグサ（エゾノヒツジグサ、エゾ

	ヒツジグサ)
センリョウ	ヒトリシズカ
ウマノスズクサ	カンアオイ（カントウカンアオイ)、アツミカンアオイ、イセノカンアオイ、ゼニバサイシン、ヒメカンアオイ
サトイモ	ユキモチソウ、ウラシマソウ（オオウラシマソウ）
トチカガミ	ミズオオバコ（オオミズオオバコ、マルバノミズオオバコ）
シバナ	シバナ（ウミニラ）
アマモ	コアマモ（ヒメアマモ）
ヒルムシロ	ツツイトモ、リュウノヒゲモ
カワツルモ	カワツルモ
キンコウカ	ソクシンラン
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ（トキヒサソウ、ムニンホンゴウソウ）
シュロソウ	シライトソウ、チャボシライトソウ（ヒナシライトソウ)、シロバナショウジョウバカマ、ショウジョウバカマ
チゴユリ	チゴユリ（エダウチチゴユリ）
ユリ	アマナ、ササユリ、コオニユリ、ヤマホトトギス、チャボホトトギス
ラン	イワチドリ、シラン、マメヅタラン、ムギラン、ミヤマムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ、シナシュンラン、タイワンシュンラン)、カンラン（タイワンカンラン、セイバンソシン、ナガバソシン)、ナギラン、クマガイソウ（クマガエソウ)、セッコク（セキコク)、カキラン（スズラン)、タシロラン（タカトリラン)、マツラン（ベニカヤラン)、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ダイサギソウ（シマサギソウ、トウホサギソウ)、ムヨウラン、クロムヨウラン（ムラサキムヨウラン、サジガタスケロクラン)、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ボウラン（タネガシマボウラン)、フウラン、ヒメフタバラン（オオフタバラン、ムラサキフタバラン)、アオフタバラン、ムカゴサイシン、ヨウラクラン、サギソウ、ムカデラン、ガンゼキラン、ツレサギソウ、ノヤマトンボ（オオバノトンボソウ、ノヤマトンボソウ、タイワンヤマトンボ)、オオヤマサギソウ（キライシュチドリ)、コバノトンボソウ、トンボソウ（コトンボソウ)、トキソウ、ヤマトキソウ、クモラン、カヤラン

アヤメ	ノハナショウブ
ワスレグサ	ユウスゲ（キスゲ、 アサマキスゲ)、ハマカンゾウ
ヒガンバナ	ヤマラッキョウ、ハマオモト（ハマユウ）
クサスギカズラ	クサスギカズラ（テンモンドウ、ナンゴククサスギカズラ） ケイビラン（ヤクシマケイビラン)、キヨスミギボウシ（ケヤリギボウシ、ハヤザキギボウシ、イワマギボウシ、ベンケイギボウシ)、イワギボウシ、オオバギボウシ（トウギボウシを含む）（ハヤザキオオバギボウシ、ウノハナギボウシ、ウツリギボウシ、アツバギボウシ）
ガマ	ミクリ、ヤマトミクリ、ヒメミクリ、
ホシクサ	クロホシクサ、ゴマシオホシクサ
カヤツリグサ	ヒゲスゲ（イソスゲ、オオヒゲスゲ)、タニガワスゲ、クロヒナスゲ（ギンヒナスゲ)、ヤマアゼスゲ（ヒロハノタニガワスゲ、ヒメテキリスゲ)、ウマスゲ、コウボウムギ（フデクサ、ホウキコウボウムギ)、カタスゲ（シャリョウスゲ)、キノクニスゲ（キシュウスゲ、クロシマスゲ)、フサスゲ（シラホスゲ)、コミヤマカンスゲ、ヤチカワズスゲ、コウボウシバ、オオクグ（オオムシャスゲ)、ジングウスゲ（ヒメナキリスゲ)、シオクグ（ハマクグ)、セイタカハリイ、イヌクログワイ（シログワイ)、ナガボテンツキ、ヤリテンツキ、ビロードテンツキ、トラノハナヒゲ、シンジュガヤ
イネ	ウンヌケモドキ（コカリヤス)、ケカモノハシ（ツクシケカモノハシ)、タイワンカモノハシ、トウササクサ、アイアシ（ホソバアイアシ)、ハマエノコロ（ムラサキハマエノコロ)、ヒゲシバ、オニシバ、ナガミノオニシバ
メギ	イカリソウ
キンポウゲ	ニリンソウ、ユキワリイチゲ（ルリイチゲ、ウラベニソウ)、コバノリュウキンカ（エチゼンリュウキンカ)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル（アズマハンショウヅル、シロハンショウヅル)、トウゴクサバノオ（オオヤマシロカネソウ)、ミスミソウ（ユキワリソウ)、オキナグサ
ツゲ	ツゲ（アサマツゲ、コツゲ）
マンサク	トキワマンサク
ズイナ	ズイナ（ヨメナノキ）
スグリ	ヤブサンザシ
ユキノシタ	アワモリショウマ（アワモリソウ)、チャルメルソウ

ベンケイソウ	メノマンネングサ、タイトゴメ、ヒメレンゲ（コマンネンソウ）、アズマツメクサ
アリノトウグサ	フサモ（キツネノオ）
マメ	ハマナタマメ、カワラケツメイ、タヌキマメ、ミヤマトベラ、ニワフジ（イワフジ）、ハマエンドウ、マキエハギ、シマエンジュ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバカキノハグサを含む）
バラ	カワラサイコ、ハチジョウイチゴ（ビロードカジイチゴ）
グミ	コウヤグミ
クロウメモドキ	イソノキ、ハマナツメ
イラクサ	ラセイタソウ
トウダイグサ	ノウルシ、イワタイゲキ
スミレ	ナガバノスミレサイシン、ヒメミヤマスミレ、マルバスミレ（ケマルバスミレ）
オトギリソウ	ミヤコオトギリ（ヒカゲオトギリ、ユフダケオトギリ）、アゼオトギリ
ミソハギ	ヒメビシ（マンシュウヒメビシ）
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
イソマツ	ハマサジ
タデ	ナガバノヤノネグサ（ホソバヤノネグサ）、ナガバノウナギツカミ（コゴメウナギツカミ）、サデクサ、マダイオウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ（トウカイモウセンゴケ、カンサイガタコモウセンゴケ）
ナデシコ	ハマナデシコ（フジナデシコ）、カワラナデシコ（ナデシコ）、タチハコベ
ヒユ	ハチジョウイノコヅチ（テリバイノコヅチ）、ホソバハマアカザ（ホソバノハマアカザ）、ハマアカザ（コハマアカザ）、ハママツナ（シマハママツナ）
ツルナ	ツルナ（ハマヂシャ）
アジサイ	バイカアマチャ（モッコバナ）
サクラソウ	ハマボッス、モロコシソウ（ヤマクネンボ）
ツツジ	ウメガサソウ、ヒロハドウダンツツジ（ドウダンツツジを含む）、カイナンサラサドウダン、イワナンテン（イワツバキ）、シャクジョウソウ（シャクジウバナ）、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ、ユウレイタケモドキ、ユウレイソウモドキ）、ギンリョウソウ（マルミノギンリョウソウ、コギンリョウソウ）、

	トサノミツバツツジ（ウラゲトサノミツバツツジ）、サツキ（サツキツツジ）、ホンシャクナゲ（シャクナゲ）、ヒカゲツツジ（サワテラシ、ヤクシマヒカゲツツジ）、レンゲツツジ（キレンゲツツジを含む）、アケボノツツジ、コバノミツバツツジ、ジングウツツジ、オンツツジ（ムラサキオンツツジを含む）（ツクシアカツツジ）
アカネ	ナガバジュズネノキ、イナモリソウ
リンドウ	リンドウ（ツクシリンドウ、ササリンドウ）、アサマリンドウ、ハルリンドウ、フデリンドウ、センブリ、イヌセンブリ
キョウチクトウ	チョウジソウ、フナバラソウ、スズサイコ、コバノカモメヅル
ムラサキ	ホタルカズラ
ヒルガオ	ハマヒルガオ
ナス	メジロホオズキ（サンゴホオズキ）
モクセイ	ミヤマイボタ（オクイボタ）
イワタバコ	イワタバコ
オオバコ	トウオオバコ（イソオオバコ、テリハオオバコ）
ゴマノハグサ	ハマジンチョウ
シソ	タニジャコウソウ、ミカエリソウ（イトカケソウ）、マネキグサ（ヤマキセワタ）、ヤマジソ、スズコウジュ、ミズトラノオ、シマジタムラソウ、ナツノタムラソウ、ハルノタムラソウ、ヤマジノタツナミソウ、ハマジャコウソウ（イブキジャコウソウを含む）（イワジャコウソウ、ナンマンジャコウソウ）、カリガネソウ（ホカケソウ）、ハマゴウ（ハマハヒ）
ハマウツボ	ナンバンギセル（オモイグサ、ムニンギセル、タイワンギセル）、キヨスミウツボ（キヨズミウツボ）
タヌキモ	ノタヌキモ、イヌタヌキモ（シャクジイタヌキモ）、タヌキモ
クマツヅラ	イワダレソウ
キキョウ	キキョウ
ミツガシワ	ガガブタ、アサザ（イヌジュンサイ、ハナジュンサイ）
キク	テイショウソウ、クサヤツデ、フクド（ハマヨモギ）、ヤマジノギク（アレノノギク、ヤマベノギク）、タニガワコンギク、シュンジュギク（シンジュギク）、ウラギク（ハマシオン）、オケラ、キノクニシオギク（キイシオギク）、ハマアザミ、ワタムキアザミ、アゼトウナ、スイラン、ハマニガナ（ハマイチョウ）、ハンカイソウ、ネコノシタ（ハマグルマ）
セリ	ハマウド（オニウド）、ドクゼリ（ヤナギバドクゼリ、オオゼリ）、

	ハマゼリ（ハマニンジン)、ハマボウフウ

６．修景緑化植物表

「第２　７（１）許可・届出等取扱方針」において、全行為共通の審査基準（３）修景緑化の項で記載している「緑化に使用する植物」の対象とする種は以下のとおり。

（１）木本類

科名	種名	性状		常緑落葉の別		陽樹陰樹の別		適地		食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽樹	陰樹	山間	海岸		
マキ	イヌマキ		○	○		○	○	○	○	○	雌雄異株、防風
イチイ	イヌガヤ	○		○			○		○		雌雄異株、移植難
マツ	アカマツ		○	○		○		○		○	
マツ	クロマツ		○	○		○		△	○	○	防風
ヒノキ	スギ		○	○		○		○		○	移植難
センリョウ	センリョウ	○		○			○	○		○	西日、乾燥に弱い
ヤマモモ	ヤマモモ		○	○		○	△	○	○	○	雌雄異株、やせた土地可
カバノキ	イヌシデ		○		○	○		○			
カバノキ	アカシデ		○		○	○		○			
カバノキ	ハンノキ		○		○	○		○		○	高木の移植難、水湿地
ブナ	コナラ		○		○	○		○		○	高木の移植難
ブナ	ウバメガシ	○		○		○		○	○	○	移植難、地方名：イマメ
ブナ	シラカシ		○	○		△	○	○	○	○	
ブナ	アラカシ		○	○		○	○	○	○	○	
ブナ	アカガシ		○	○		△	○	○	○	○	
ブナ	ツクバネガシ		○	○		○	○	○		○	
ブナ	ウラジロガシ		○	○		△	○	○		○	
ブナ	イチイガシ		○	○			○	○		○	
ブナ	スダジイ		○	○		○	○	△	○	○	
ブナ	ツブラジイ		○	○		○	○	○	△	○	
アサ	エノキ		○		○	○	△	○	○	○	
クワ	イヌビワ	○			○	○	○	○	○	○	雌雄異株
モクレン	オガタマノキ		○	○		△	○	○	△	○	移植難
クスノキ	クスノキ		○	○		○	○	○	○	○	
クスノキ	ヤブニッケイ	△	○	○		△	○	○	○	○	
クスノキ	タブノキ		○	○		△	○	○	○	○	
クスノキ	シロダモ		○	○			○	○	○	○	雌雄異株
クスノキ	カゴノキ		○	○			○	○		○	雌雄異株

科名	種名	性状		常緑落葉の別		陽樹陰樹の別		適地		食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽樹	陰樹	山間	海岸		
クスノキ	クロモジ	○			○		○	○		○	雌雄異株
アジサイ	ウツギ	○			○	○		○	○		白花
トベラ	トベラ	○		○		○	○	△	○	○	乾燥に強い、耐潮
バラ	カナメモチ	○		○		○		○	○	○	乾燥に強い
バラ	シャリンバイ	○		○		○	△	△	○	○	耐潮
バラ	ヤマザクラ		○		○	○		○		○	
バラ	バクチノキ		○	○		△	○	○		○	
ユズリハ	ヒメユズリハ		○	○			○	△	○	○	雌雄異株、防火、耐潮
トウダイグサ	アカメガシワ		○		○	○		○	○	○	雌雄異株
ツゲ	ツゲ	○	△	○		○	△	○	○		乾燥に強い
モチノキ	モチノキ		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	クロガネモチ		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	ソヨゴ		○	○		○	△	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	イヌツゲ	○	△	○		○	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	ウメモドキ	○			○	○	△	○		○	雌雄異株
ニシキギ	マサキ	○		○		○	○	○	○	○	耐潮
アワブキ	ヤマビワ	○		○		○	○	○		○	
ホルトノキ	ホルトノキ		○	○		△	○	○	○	○	耐潮
ツバキ	ヤブツバキ		○	○			○	○	○	○	耐潮
ツバキ	ヒメシャラ		○		○	○		○			
サカキ	モッコク		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株、乾燥に強い、耐潮
サカキ	サカキ	○		○			○	○		○	雌雄異株
サカキ	ヒサカキ	○		○			○	○	○	○	雌雄異株、乾燥に強い
サカキ	ハマヒサカキ	○		○		○	○		○		雌雄異株、乾燥に強い、耐潮
グミ	ナワシログミ	○		○		○	○	○	○	○	
グミ	ツルグミ	○		○		○		○	○	○	
グミ	マルバグミ	○		○		○			○	○	耐潮、別名：オオバグミ
ウコギ	ヤツデ	○		○			○	○	○	○	
ウコギ	カクレミノ		○	○			○	○	○	○	
ミズキ	ミズキ		○		○	○	○	○		○	
アオキ	アオキ	○		○			○	○	○	○	雌雄異株
リョウブ	リョウブ	○	△		○	○		○		○	乾燥に強い
ツツジ	ヤマツツジ	○		△	○	○	○	○		○	半落葉

科名	種名	性状		常緑落葉の別		陽樹陰樹の別		適地		食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽樹	陰樹	山間	海岸		
ツツジ	モチツツジ	○		△	○	○	○	○	○	○	半落葉
ツツジ	アセビ	○		○			○	○	○		乾燥に強い
サクラソウ	イズセンリョウ	○		○			○	○			雌雄異株
サクラソウ	ヤブコウジ	○		○			○	○	○	○	
サクラソウ	マンリョウ	○		○			○	○	△	○	
サクラソウ	タイミンタチバナ	△	○	○			○	○	○		雌雄異株
ハイノキ	クロバイ		○	○			○	○	○	○	乾燥に強い
ハイノキ	ミミズバイ		○	○			○	○	○	○	乾燥に強い、耐潮
エゴノキ	エゴノキ		○		○	○	○	○	○	○	
モクセイ	ネズミモチ	○	△	○		△	○	○	○	○	耐潮
モクセイ	ヒイラギ	○	△	○			○	○	○	○	雌雄異株
シソ	ムラサキシキブ	○			○	○	○	○		○	剪定に弱い
シソ	ハマゴウ	○			○	○			○		砂地に良い、耐潮
シソ	クサギ	○			○	○		○	○	○	
アカネ	クチナシ	○		○		△	○	○	○	○	
アカネ	アリドオシ	○		○			○	○		○	

（2）草本類

科名	種名	日当たり		適地		備考
		陽	陰	山間	海岸	
ウラジロ	ウラジロ	○	○	○	○	
ウラジロ	コシダ	○		○	○	
オシダ	オニヤブソテツ	○	△	○	○	
オシダ	ホソバカナワラビ		○	○	△	
ウラボシ	ヒトツバ		○	○	△	
マメ	メドハギ	○		○	○	外国産種子に注意
キク	ヨモギ	○		○		外国産種子に注意

科名	種名	日当たり		適地		備考
		陽	陰	山間	海岸	
キク	ツワブキ	○	○	○	○	
キク	ヒヨドリバナ	○		○		
キク	ヨメナ	○	△	○		
イネ	ダンチク	○			○	
イネ	チガヤ	○		○	○	
イネ	ススキ	○		○	○	
ショウブ	セキショウ		○	○		
キジカクシ	ヤブラン		○	○	○	

（3）つる類

科名	種名	日当たり		適地		備考
		陽	陰	山間	海岸	
コショウ	フウトウカズラ		○		○	
クワ	イタビカズラ	○	○	○	○	
マツブサ	サネカズラ	○	○	○	○	
キンポウゲ	センニンソウ	○		○	○	
ブドウ	ナツヅタ	○		○	○	
ウコギ	キヅタ	○	○	○	○	
キョウチクトウ	サカキカズラ		○	○		
キョウチクトウ	テイカカズラ		○	○	○	
スイカズラ	スイカズラ	○	○	○	○	

７．伊勢志摩国立公園管理計画検討会設置要領

伊勢志摩国立公園管理計画検討会設置要領

（目的）

第１条 地域の実情に即した伊勢志摩国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、伊勢志摩国立公園管理計画の案について助言をいただくことを目的として、伊勢志摩国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条 検討会は、伊勢志摩国立公園管理計画の案について検討する。

（構成）

第３条 検討会は、中部地方環境事務所国立公園課長が依頼する検討員により構成する。

２ 検討会には、関係行政機関及び関係団体の参画を求めることができる。

３ 検討会には座長を置き、検討員の互選によりこれを決定する。

４ 検討員は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理として、あらかじめ座長の了解を得た者を出席させることができる。

（情報開示）

第４条 検討会の配付資料及び記録は、必要に応じて開示することとする。

（庶務）

第５条 検討会の庶務は、中部地方環境事務所において行う。

（その他）

第６条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に協議する。

（附則） この設置要領は、令和４年６月８日から施行する。

８．伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿

検討員	（座長）	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科建築学専攻
		髙田裕市	株式会社都市環境研究所三重事務所
		竹内政隆	一般社団法人日本ＰＶプランナー協会
		須﨑充博	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構
		中西英雄	志摩市自治会連合会
関係行政機関		三重県	
		伊勢市	
		鳥羽市	
		志摩市	
		南伊勢町	
関係団体		公益社団法人伊勢市観光協会	
		一般社団法人鳥羽市観光協会	
		一般社団法人志摩市観光協会	
		南伊勢町観光協会	
事務局		中部地方環境事務所 （伊勢志摩国立公園管理事務所）	

※ 検討員の所属は、第 1 回検討会開催時のもの

９．伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯

令和４年６月８日　第 1 回検討会の開催
令和４年９月 13 日　第 2 回検討会の開催
令和５年４月４日～５月４日　パブリックコメント

※ 令和４年度の検討は「第２　７．行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」及びそれに伴う関連部分の改定を目的として行ったものであり、第２　１．～３．及び８．並びに第３及び第４は、文書番号の時点修正等を除き平成 21 年 12 月策定時の文面から変更していない。